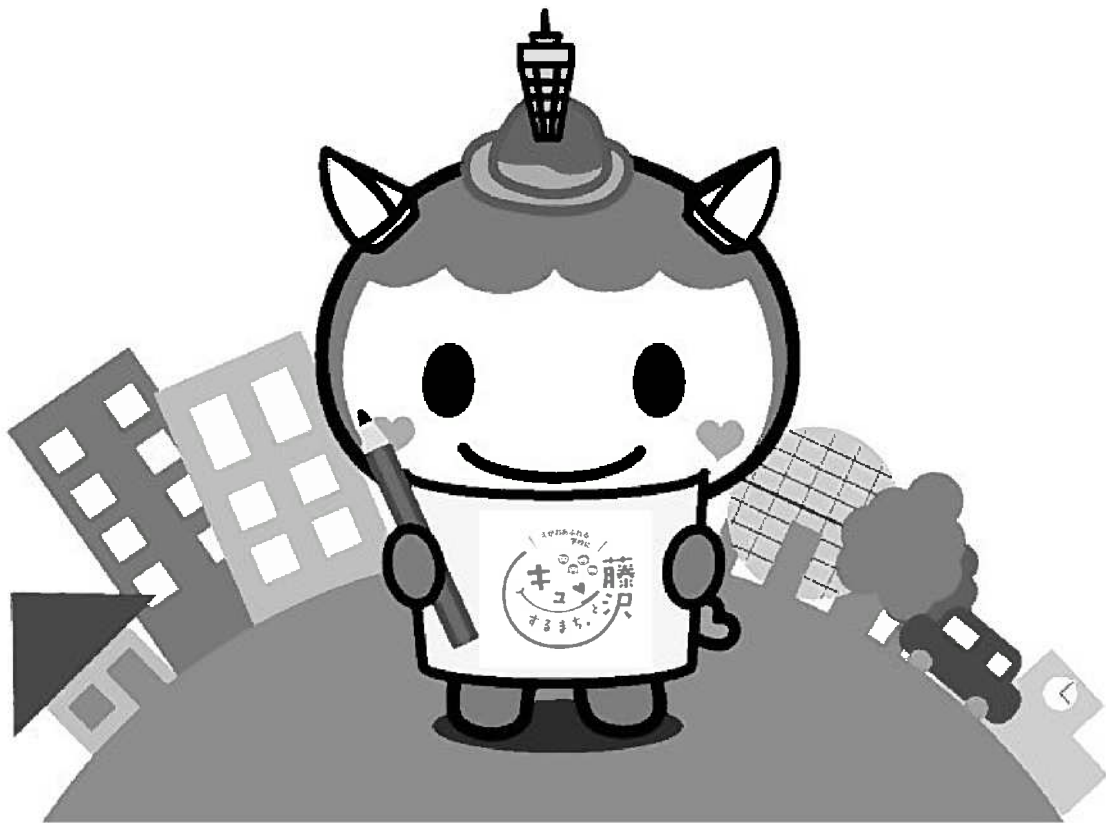


藤沢市立学校適正規模・適正配置 第1期実施計画 【令和6年度～令和10年度】



2024年（令和6年）3月

藤沢市教育委員会

目次



はじめに.....	1
第1章 児童生徒数推計による学級数の推移.....	3
第2章 第1期実施計画の考え方.....	8
1 学校規模.....	8
2 通学距離.....	10
3 通学区域.....	11
4 特別支援学級の設置.....	12
5 地域との連携.....	13
6 学校施設再整備.....	13
第3章 具体的な取組.....	14
1 取組対象校.....	16
(1) 鶴沼小学校.....	16
(2) 六会小学校.....	18
(3) 辻堂小学校.....	20
(4) 鶴洋小学校.....	22
(5) 八松小学校.....	24
2 第1期実施計画策定後の取組.....	26
(1) 実施計画策定後の取組.....	26
(2) 新たな通学区域決定後の取組.....	27
3 基本方針及び実施計画の見直し.....	28
4 第2期以降の実施計画の策定.....	28
参考資料.....	29

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



はじめに

全国的な傾向としては少子化の進行により、0～14歳の人口は減少傾向となっています。この傾向に歯止めをかけるため、国において様々な少子化対策が行われており、本市においても同様に取り組んでおります。一方で、総務省統計局の住民基本台帳人口移動報告によると、本市への転入者数は転出者数を上回っている状況（転入超過）であり、2021年（令和3年）は全国8位、2022年（令和4年）は全国9位と、全国でも上位の転入超過の自治体となっています。なかでも、0～14歳の年齢区分では、2021年（令和3年）と2022年（令和4年）は2年連続転入超過全国7位でした。

この影響などにより、一部の地域では、小学校に通う子どもの増加が著しい状況です。

学校は、基礎学力を身に付けるだけではなく、子ども同士が豊かな人間関係を築き、社会性を身に付ける場でもあります。また、様々な形態による効果的な学習を行うことや、集団の相互作用による思考力の育成を図るためにも、活動に応じて少人数のグループから大きな集団まで、適切な規模の集団を組み、多様な教育活動を展開する必要があります。

また、学校におけるICT機器¹の充実や感染症対策など、時代の変化に合わせて、教室に空間的ゆとりを確保しつつ、一人ひとりに寄り添った指導やケアを提供できる教育環境を確保することが求められています。

藤沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、これからの時代に求められる教育内容を勘案しつつ、児童生徒数²の推移や学校施設の老朽化対策などの視点を踏まえ、学校規模の適正化への対応を図ることとし、次代を担う藤沢の子どもたちにとって、より良い教育環境を整え、さらに充実した学校教育が実現できるよう取組を推進するうえでの基本的な考え方となる「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」を2022年（令和4年）3月に策定しました。

また、基本方針に基づく具体的な手法及び検討対象校は実施計画において定めることとしていることから、教育委員会は2022年（令和4年）5月に学識経験者、関係団体の代表、保護者の代表、学校関係者で構成する「藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会（以下「検討委員会」という。）」に実施計画の策定に向けて協議を行うよう諮問しました。

¹ ICT機器：児童生徒の1人1台端末、教師用端末、プロジェクター、実物投影機、マグネットスクリーン、充電保管庫などのこと。

² 児童生徒：小学校に通う子どもを児童、中学校に通う子どもを生徒という。

検討委員会において、市民や市議会からの意見を踏まえ、基本方針に沿って、藤沢市立学校の適正規模・適正配置の実現に向けた具体的な手法と学校名を明記した考え方を「藤沢市立学校適正規模・適正配置第Ⅰ期実施計画（以下「第Ⅰ期実施計画」という。）」として取りまとめ、教育委員会は検討委員会委員長から2024年（令和6年）1月に答申を受けました。

教育委員会は、この答申に基づき、第Ⅰ期実施計画を策定し、未来を生きる子どもたちのためにより良い教育環境の整備をすることをめざして学校適正規模・適正配置の取組を進めてまいります。



少子化が叫ばれる一方、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障がいの概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、特別な支援を必要とする子どもたちの数は増加の一途をたどっています。

本市においては、白浜養護学校は藤沢市内全域を通学区域としているため、児童生徒数や学級数の基準を藤沢市立学校と同じ基準で考えることはできず、増加する児童生徒への対応についての課題の解決が早急に必要です。

神奈川県教育委員会も県内で増加している特別な支援を必要とする児童生徒に対応するため、藤沢市内にある県立藤沢支援学校を令和10年度をめぐりに増改築（肢体不自由教育部門の併置）する計画がありますが、特別支援教育のさらなる充実を図るため、白浜養護学校の課題解決に向けた取組は、実施計画とは別のプロジェクトにおいて、具体を協議することとします。

なお、特別支援学校の設置を検討する際は、公共施設の複合化についても併せて検討を行うこととします。

学校適正規模・適正配置の取組は、学校関係者、保護者及び地域の方の理解を得ながら事業を進めることが非常に重要であり、そのため、取組に着手してから短期間で完了させるものではなく、時間をかけて丁寧な取組を行います。



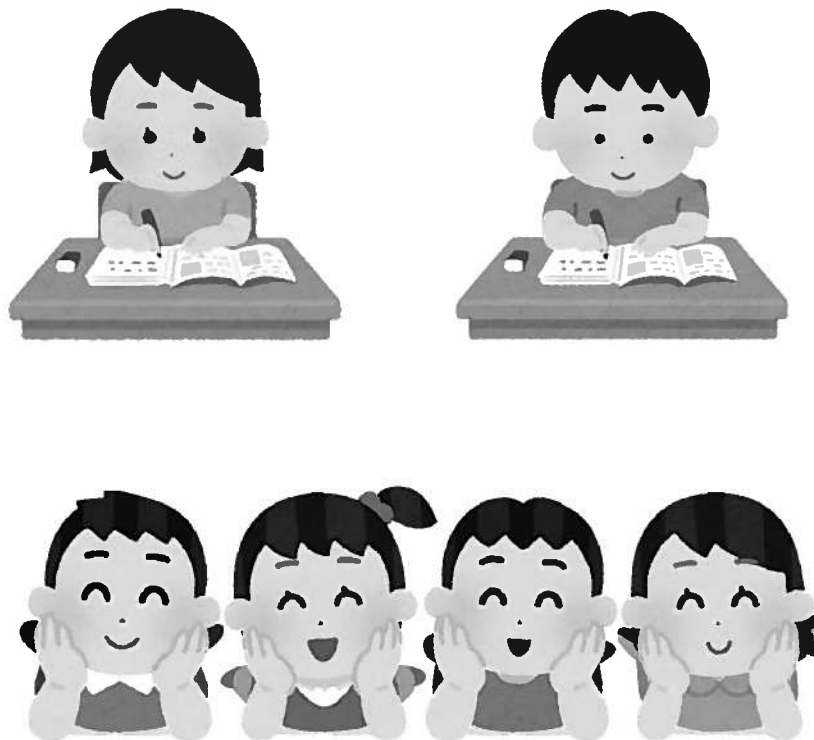
教育委員会が学校適正規模・適正配置の取組でめざすもの
目的：～未来を生きる子どもたちのために～より良い教育環境の整備
目標：「適正規模」（小中学校ともに12～24学級）とする

2024年（令和6年）3月 藤沢市教育委員会

第1章 児童生徒数推計による学級数の推移

令和4年度にまとめられた藤沢市将来人口推計³によると、本市の総人口は2035年（令和17年）にピークとなり、その後、緩やかに減少に転じる見込みとなっています。

第1期実施計画では、児童生徒数推計⁴及び藤沢市将来人口推計を基礎資料として、2022年（令和4年）5月1日時点の児童生徒の実数に変化率⁵を乗じて学級数（普通学級）の推移及び学校規模を推計しています。



³ 藤沢市将来人口推計：市で5年に一度、国勢調査結果に基づき作成する推計のこと。

⁴ 児童生徒数推計：教育委員会が作成する推計。

⁵ 変化率：過去の人口推移から求めた係数のこと。変化率の求め方は、コーホート変化率法に準じた方法で算出している。なお、第1期実施計画では、変化率の算出に際し、①2023年（令和5年）～2028年（令和10年）は過去5年間の校区別人口推移を使用し、②2029年（令和11年）以降については、藤沢市将来人口推計の地区別人口推移を使用している。①については、近年本市における人口変動が大きかったため、過去5年間及び過去10年間の人口推移を使用した場合の変化率を比較したが、大きな差異は見られなかったため、推計を算出するうえで一般的な過去5年間の人口推移を使用している。

【資料Ⅰ：学級数（普通学級）の推移及び学校規模】

（小学校）

	特別支援 学級 ※1	2022年 R4	2025年 R7	2030年 R12	2035年 R17	2040年 R22	2040年 R22 の規模	使用可能 教室数 (参考)※2
藤沢小		18	18	18	19	22	適正規模	20
明治小	設置済	25	26	26	28	28	大規模	30
鵜沼小		28	29	24	33	36	過大規模	32
本町小	設置済	26	25	20	20	24	適正規模	26
村岡小	設置済	18	19	20	21	24	適正規模	20
六会小	設置済	28	30	30	32	36	過大規模	37
辻堂小		39	39	32	34	32	過大規模	39
鵜洋小		35	39	41	38	36	過大規模	36
片瀬小	設置済	24	25	24	23	22	適正規模	28
大道小	設置済	20	22	18	21	24	適正規模	23
秋葉台小	設置済	19	19	18	27	38	過大規模	24
御所見小	設置済	16	13	12	12	12	適正規模	22
長後小	設置済	25	27	24	24	25	大規模	29
八松小		24	26	24	30	32	過大規模	25
高砂小		19	20	20	20	20	適正規模	20
善行小	設置済	14	15	13	12	12	適正規模	18
富士見台小	設置済	22	23	20	19	20	適正規模	24
鵜南小	設置済	18	18	18	18	18	適正規模	21
浜見小	設置済	12	12	10	12	12	適正規模	19
俣野小	設置済	12	12	11	12	12	適正規模	21
大越小		19	18	13	16	15	適正規模	22
羽鳥小		30	29	22	22	24	適正規模	31
湘南台小	設置済	25	25	24	24	24	適正規模	29
大庭小	設置済	16	14	12	13	14	適正規模	22
亀井野小	設置済	20	22	24	24	25	大規模	27
新林小		19	22	21	23	28	大規模	25
中里小		11	12	12	11	12	適正規模	21
滝の沢小	設置済	19	19	16	15	13	適正規模	27
大鋸小		25	25	21	21	18	適正規模	27
天神小	設置済	16	15	14	16	18	適正規模	19
駒寄小	設置済	18	16	11	12	12	適正規模	20
高谷小		25	24	21	25	28	大規模	26
小糸小		12	12	12	12	12	適正規模	19
大清水小	設置済	12	12	12	12	12	適正規模	13
石川小		20	20	18	21	23	適正規模	22

2022年（令和4年）は1～3年生は35人学級⁶、4～6年生は40人学級。

2025年（令和7年）以降は全学年35人学級

※1 特別支援学級設置についての考え方は12ページを参照。

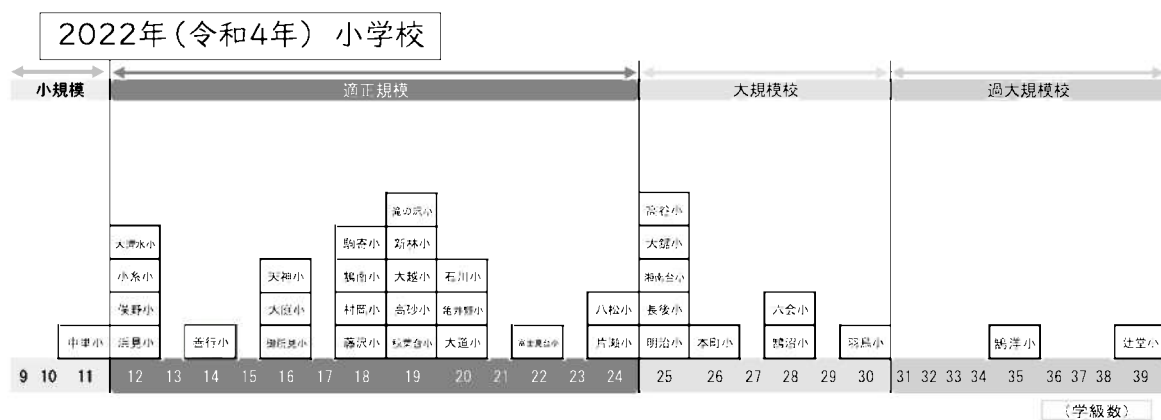
※2 使用可能教室数は普通教室⁷、仮設校舎普通教室及び一部の転用済み特別教室⁸を含めた2022年（令和4年）4月1日現在の教室数。改修等により、使用可能教室数は増減します。

⁶ 35人学級：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が2021年（令和3年）に改正され、小学校の1クラスあたりの人数を従来の40人から2年生以上（1年生は平成23年度から35人学級をすでに実施）を段階的に35人に引き下げ、令和7年度までに全学年で実施するもの。

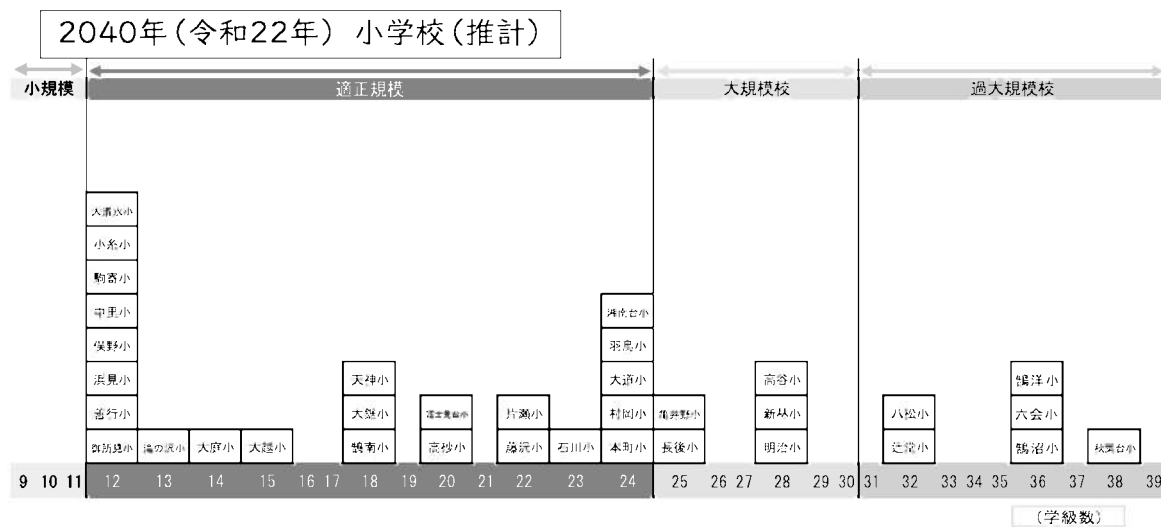
⁷ 普通教室：通常の教科（国語など）で使用する一般的な教室のこと。

⁸ 特別教室：特定の教科（音楽など）で使用する教室のこと。パソコン室・音楽室・理科室・家庭科室など。

【資料2:学級数(普通学級)の比較及び学校規模】



2022年(令和4年)は1～3年生は35人学級、4～6年生は40人学級。



2040年(令和22年)は全学年35人学級

【資料3:学級数(普通学級)の推移及び学校規模】

(中学校)

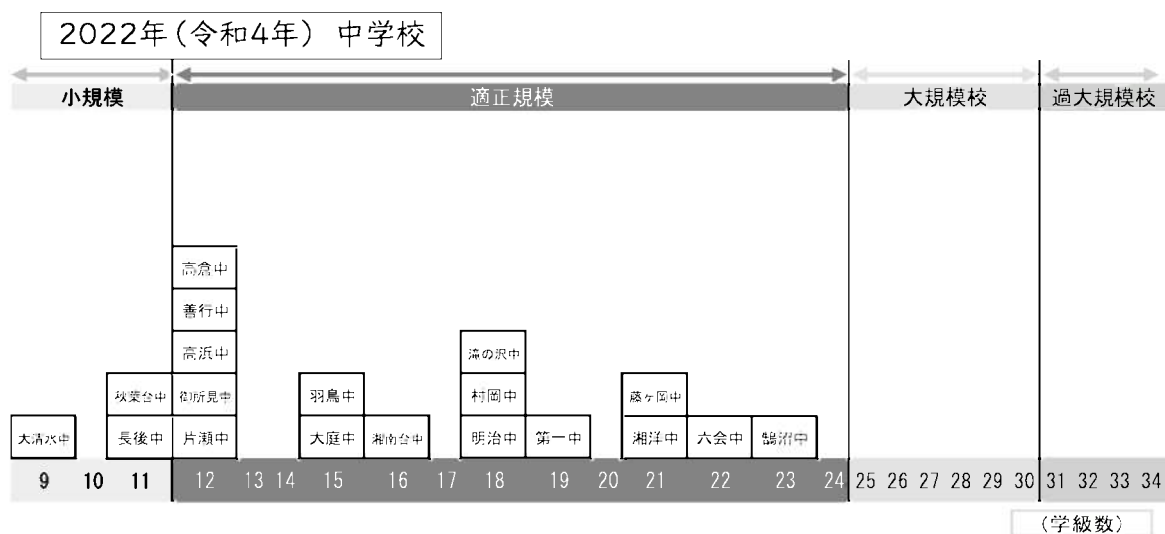
	特別支援 学級 ※1		2022年 R4	2025年 R7	2030年 R12	2035年 R17	2040年 R22	2040年 R22 の規模	使用可能 教室数 (参考) ※2
第一中	設置済	40人学級	19	19	19	13	17	適正規模	21
		35人学級			22	15	18	適正規模	
明治中		40人学級	18	18	24	18	19	適正規模	20
		35人学級			27	20	21	適正規模	
鵜沼中	設置済	40人学級	23	21	23	21	26	大規模	23
		35人学級			26	24	29	大規模	
六会中		40人学級	22	20	20	19	21	適正規模	25
		35人学級			22	22	24	適正規模	
片瀬中	設置済	40人学級	12	10	10	10	11	小規模	18
		35人学級			11	11	12	適正規模	
御所見中	設置済	40人学級	12	11	9	6	8	小規模	18
		35人学級			10	9	9	小規模	
湘洋中		40人学級	21	22	21	19	20	適正規模	28
		35人学級			24	22	23	適正規模	
長後中	設置済	40人学級	11	12	12	12	10	小規模	15
		35人学級			13	12	12	適正規模	
藤ヶ岡中		40人学級	21	22	23	16	17	適正規模	22
		35人学級			26	18	19	適正規模	
高浜中	設置済	40人学級	12	12	13	10	12	適正規模	16
		35人学級			14	12	14	適正規模	
善行中	設置済	40人学級	12	9	10	7	9	小規模	22
		35人学級			12	8	10	小規模	
秋葉台中	設置済	40人学級	11	10	9	8	13	適正規模	16
		35人学級			9	9	15	適正規模	
大庭中	設置済	40人学級	15	15	14	9	11	小規模	20
		35人学級			16	12	12	適正規模	
村岡中	設置済	40人学級	18	17	20	19	23	適正規模	19
		35人学級			23	21	25	大規模	
湘南台中	設置済	40人学級	16	15	15	16	17	適正規模	21
		35人学級			17	19	19	適正規模	
高倉中	設置済	40人学級	12	11	9	9	11	小規模	15
		35人学級			12	10	13	適正規模	
滝の沢中	設置済	40人学級	18	16	17	14	15	適正規模	27
		35人学級			18	16	17	適正規模	
大清水中	設置済	40人学級	9	8	8	6	8	小規模	15
		35人学級			9	8	9	小規模	
羽鳥中	設置済	40人学級	15	15	11	7	9	小規模	18
		35人学級			12	9	10	小規模	

現行の40人学級と、小学校で既に段階的に実施している35人学級が将来的に中学校にも導入される可能性があるため、併記としています。

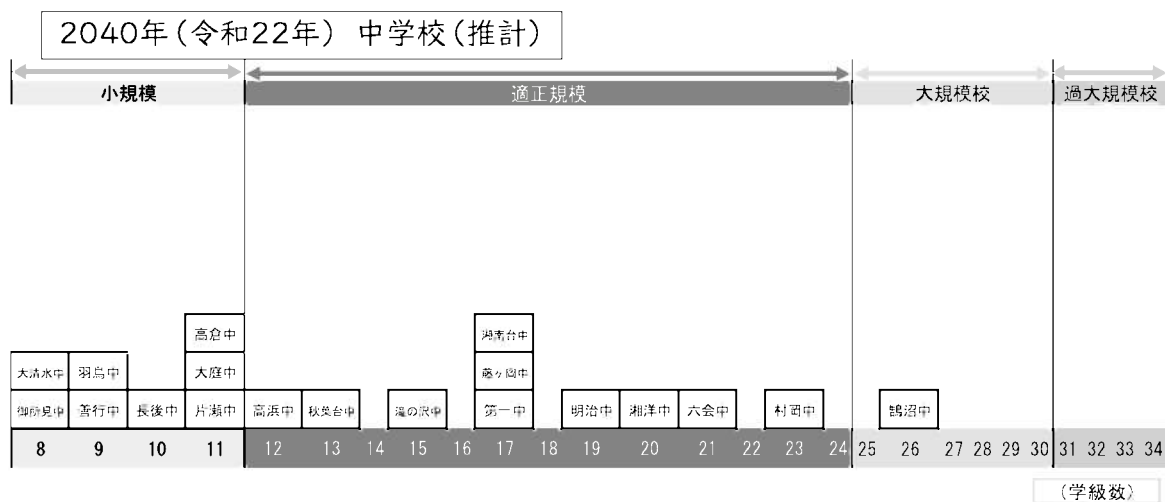
※1 特別支援学級設置についての考え方は12ページを参照。

※2 使用可能教室数は普通教室、仮設校舎普通教室及び一部の転用済み特別教室を含めた2022年(令和4年)4月1日現在の教室数。改修等により、使用可能教室数は増減します。

【資料4:学級数(普通学級)の比較及び学校規模】



40人学級にて算出



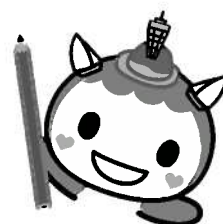
40人学級にて算出

第2章 第1期実施計画の考え方

「藤沢市市政運営の総合指針2024」は、2040年（令和22年）に向けた持続可能なまちづくりの市政運営の考え方や方針、施策を位置づけています。未来を生きる子どもたちのためにより良い教育環境を整備し、さらに充実した学校教育が実現できるよう、第1期実施計画は「藤沢市市政運営の総合指針2024」に倣い、2040年（令和22年）を見据えた取組を行います。

実施計画策定の際に特に配慮する点

- ①子どもたちのより良い教育環境を最善に考えた取組とする。
- ②学校は地域コミュニティの核となっていることを考慮する。
- ③学校関係者、保護者、地域との合意形成を構築する。



学校適正規模・適正配置を検討する際の考え方は、次のとおりです。

1 学校規模

基本方針において本市における学校規模の基準を定めています。

藤沢市立学校における適正規模

小学校、中学校ともに12学級以上24学級以下 とする

- （小学校では、1学年あたり2学級から4学級
- 中学校では、1学年あたり4学級から8学級

小学校学級数	中学校学級数	状 態
1～5学級	1～2学級	過小規模
6～11学級	3～11学級	小規模
12～24学級	12～24学級	適正規模
25～30学級	25～30学級	大規模
31学級～	31学級～	過大規模

なお、本市における「適正規模」以外の学校については、それぞれの規模に応じた教育活動を展開していることから、これらの学校自体が「不適正」ということではありません。

保護者及び学校教職員に対して行ったアンケート⁹（詳細は36ページを参照）の結果においても、回答者のうち90%以上の方が1校あたり12～24学級（＝適正規模）の学校を望んでいます。

⁹ アンケートの設問は「1学年あたり、何クラスが理想だと思いますか？」とした。

【1校あたり12～24学級が適正と思う方の割合】

未就学児保護者	94.73 %
小学校保護者	92.84 %
中学校保護者	90.81 %
小学校教職員	98.21 %
中学校教職員	93.52 %

(アンケート結果より)

このことから、本市が学校規模の基準とする1校あたり12～24学級に近づけられるように適正化の取組を行います。

基本方針においては「まずは過大規模校と小規模校の解消に努めること」としています。



小学校では、児童生徒数推計で2040年(令和22年)の時点で過大規模校となることが予測される学校が6校ある一方、小規模校となることが予測される学校はないことから、小学校の小規模校化については今後も注視していくこととします。

中学校については、現在、小規模校、又は今後、小規模校となることが予測される学校があります。基本方針において、中学校は「市内にバランスよく配置されているため、中学校間の統合は原則実施しないこととしますが、将来的に適正規模を下回ることが想定される場合には、近隣にある中学校間での統合を検討すること」としています。このことから、第1期実施計画においては、13地区の行政区割¹⁰を超えての中学校間の統合は検討しないこととします。

児童生徒数推計では、2040年(令和22年)の時点で40人学級の場合、長後地区においては、長後中学校及び高倉中学校が共に小規模となることが予測されています。

なお、国の「経済財政運営と改革の基本方針2021」では、「小学校における35人学級等の教育効果を実証的に分析・検証する等の取組を行った上で、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の在り方を検討する」としていますが、35人学級の場合、長後中学校及び高倉中学校の2040年(令和22年)の時点の学校規模はいずれも適正規模となることが予測されています。

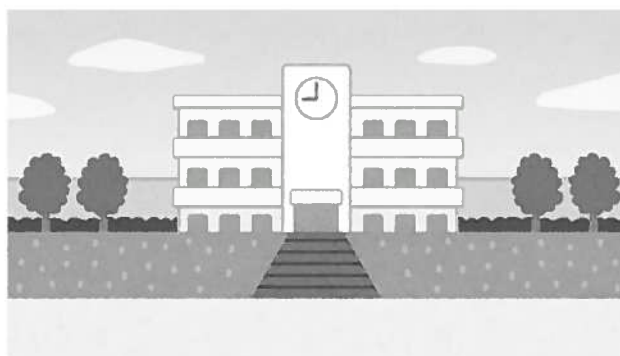
このため、中学校への35人学級の導入に関する国の動向を注視することとし、第1期実施計画においては中学校の小規模校についての統合は検討しないこととします。

¹⁰ 13地区の行政区割:六会・片瀬・明治・御所見・遠藤・長後・辻堂・善行・湘南大庭・湘南台・鶴沼・藤沢・村岡地区。

以上のことから、第Ⅰ期実施計画において、学校規模別の適正化の取組の優先度は次のとおりとします。

区分	優先度	
過小規模校・過大規模校	解消に向けて検討	高
小規模校		▼ 低
大規模校	推移を注視	

なお、学校施設によって学校敷地面積やグラウンド面積、教室数は異なることから、本取組を推進する際には、学校規模と各学校施設の大きさも併せて考慮することとします。



2 通学距離

本市では、市域の大半が市街地であり、交通事情等の状況を踏まえると、自転車通学は困難であることから、徒歩による通学を原則とします。

そのうえで、児童生徒の体力、生活に対する影響などを考慮した結果、望ましい通学距離は、小学校では片道おおむね2km以内、中学校では片道おおむね3km以内とし、この目安を基に通学距離の実現をめざすこととします。

なお、国においては通学距離の基準は、小学校はおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内としており、本市の通学距離は国の基準内に設定しています。

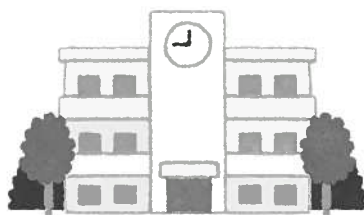
藤沢市の通学距離の目安	
	通学距離（片道）
小学校	2 km以内
中学校	3 km以内



3 通学区域

通学区域の見直しを行う際には、次の点に十分に考慮したうえで、検討することとします。

- ・通学距離（時間）、通学の安全性を考慮する
- ・境界を明確にするため、幹線道路、鉄道、河川、町丁目等で分ける
- ・自治会・町内会の区域を分断しないように考慮する
- ・13地区の行政区割について考慮する
- ・就学指定校までの通学距離が小学校でおおむね2km、中学校でおおむね3kmの範囲を超える場合には、状況に応じた通学手段を柔軟に検討する



通学区域の見直しを進めるうえで、通学路の安全確保は大変重要な課題です。アンケートでは99%の保護者が、通学路の安全については大切だと思う（やや大切を含む）と回答しています。

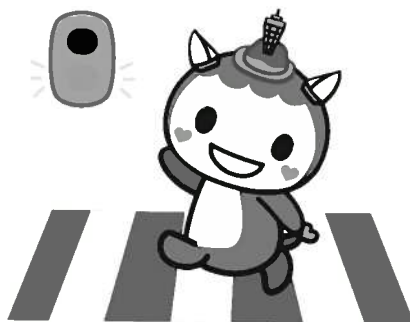
【通学路が安全であることが大切だと思う、やや大切だと思う方の割合】

（アンケート結果より）

未就学児保護者	99.47 %
小学校保護者	99.46 %
中学校保護者	99.59 %

本市では、安全安心な通学路の確保に向けて、「藤沢市通学路交通安全プログラム¹¹⁾」を策定し、危険箇所について庁内の関係部局をはじめ神奈川県土木事務所や警察と合同点検を実施し、対策を講じるなどの取組を行っています。

そのため、通学区域の見直しを行う際には、安全な通学路の設定と併せて、引き続き、通学路の安全点検、地域との連携による見守り活動の実施、子どもたちへの安全教育などの取組を総合的に実施し、安全安心な通学環境の整備をめざします。



¹¹⁾ 藤沢市通学路交通安全プログラム：通学路の安全確保に関する取組方針のこと。

4 特別支援学級の設置

特別支援学級の設置を含む特別支援教育整備事業は、「藤沢市市政運営の総合指針2024」の重点事業に位置付けており、特別支援学級がまだ設置されていない学校への就学のニーズや、余裕教室¹²の状況、学校教職員の配置を勘案するなど、総合的に判断し、順次、特別支援学級の設置を進めることとしています。

また、「藤沢市立学校施設再整備基本方針¹³」では、学校施設の再整備を行う際の特別支援学級の整備についての考え方を整理し、「多様な学びの場」の必要性を述べ、改築時に特別支援学級設置に必要なスペースをあらかじめ確保するよう記しています。

【市内小中学校の特別支援学級設置状況】

	特別支援学級設置数	未設置校
小学校	21校	14校
中学校	15校 (R5開校の秋葉台中含む)	4校



¹² 余裕教室：普通教室（国語などの通常の教科で使用する一般的な教室）として使用されていない教室のうち、児童生徒数推計からその後5年以内に普通教室として使用されることがないと考えられる教室のこと。

¹³ 藤沢市立学校施設再整備基本方針：本市の学校施設の再整備を行うにあたっての基本的な考え方を定めたもの。

5 地域との連携

学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、指定避難所・指定緊急避難場所としての防災機能や地域の交流の場等、様々な機能を持ち合わせており、地域コミュニティにおいて重要な役割を有しています。

また、本市が取り組んでいる学校・家庭・地域連携推進事業（三者連携ふじさわ）¹⁴やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）¹⁵では、学校と地域が一体となって地域の子どもたちを育み、「地域とともにある学校づくり」をめざしています。

このことから、学校の適正規模・適正配置を検討する際は、学校が教育施設としてだけでなく、学校と地域が連携することの重要性をしっかりと認識したうえで、地域の意見も取り入れながら丁寧に進めることとします。



6 学校施設再整備

学校施設も公共施設の一部であることから、「藤沢市公共施設再整備基本方針¹⁶」及び「藤沢市立学校施設再整備基本方針」における再整備の基本的な考え方に基づき、学校施設を再整備する際は、教育施設として必要な機能を最優先とした上で、他の公共施設との複合化についても検討することとします。

今後、学校施設の再整備が計画されている学校については、児童生徒数のピーク期に対応するために、児童生徒数を収容できる教室数を備えた学校施設を建設する必要があります。しかし、その後、児童生徒数が減少に転じ、余裕教室が生じることも想定し、子どもの居場所や地域コミュニティの機能を果たせる施設として検討することとします。



¹⁴ 学校・家庭・地域連携推進事業（三者連携ふじさわ）：学校・家庭・地域の三者が連携し、各地域が持っている特色を十分に生かし、三者それぞれが持つ教育機能を発揮するとともに、互いに協力しながら地域社会全体で子どもたちの健やかな成長を支援していくことを目的とした事業のこと。

¹⁵ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）：学校・家庭・地域が子どもを中心に一体となって考え、学校が子どもたちの「生きる力」を育むための豊かな学びの場となることをめざして、保護者や地域住民が学校運営に参画することができるしくみのこと。

¹⁶ 藤沢市公共施設再整備基本方針：本市の公共施設の再整備を行うにあたっての基本的な考え方を定めたもの。

第3章 具体的な取組

より良い教育環境の確保に向けて第1期実施計画では、児童生徒数推計において2040年(令和22年)の時点で31学級以上の過大規模校の解消を第一優先とします。

本取組については、将来的な児童生徒数や学級数の推移を見据え、周辺校を含めた学校規模や施設、通学距離に問題がないことに加え、子どもたちの生活や、地域と学校との関わりを子どもたちの目線に立って、十分に考慮する必要があります。

学校の新設、時限的な分校の設置、通学区域の見直しなど様々な手法により検討しました。(手法の検討の結果については34ページに掲載しています。)具体的には、学校規模改善見込み、コスト、期間、影響を受ける児童生徒の範囲、地域コミュニティへの影響の範囲、学校の授業実施への影響の各項目において数値化し、合計点数から総合評価を判定いたしました。その結果、総合評価の最も優れていた通学区域の見直しを行うことを前提として考えることとします。

また、実施計画の推進にあたっては、藤沢市将来人口推計・児童生徒数推計及び社会情勢を見極める必要があることから、第1期実施計画の取組期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とし、検討対象校及び取組対象校は次のとおりとします。

2040年（令和22年）時点の 学校規模	検討対象校	取組対象校	具体的な手法	取組期間
過大規模校	鵜沼小学校	鵜沼小学校	通学区域の見直し	令和6年度～ 令和10年度
	六会小学校	六会小学校		
	辻堂小学校	辻堂小学校		
	鵜洋小学校	鵜洋小学校		
	八松小学校	八松小学校		
	秋葉台小学校	第2期実施計画以降で対応を検討 （市内北部地域の複数のまちづくり事業の進捗及び次回 の藤沢市将来人口推計を見て検討）		

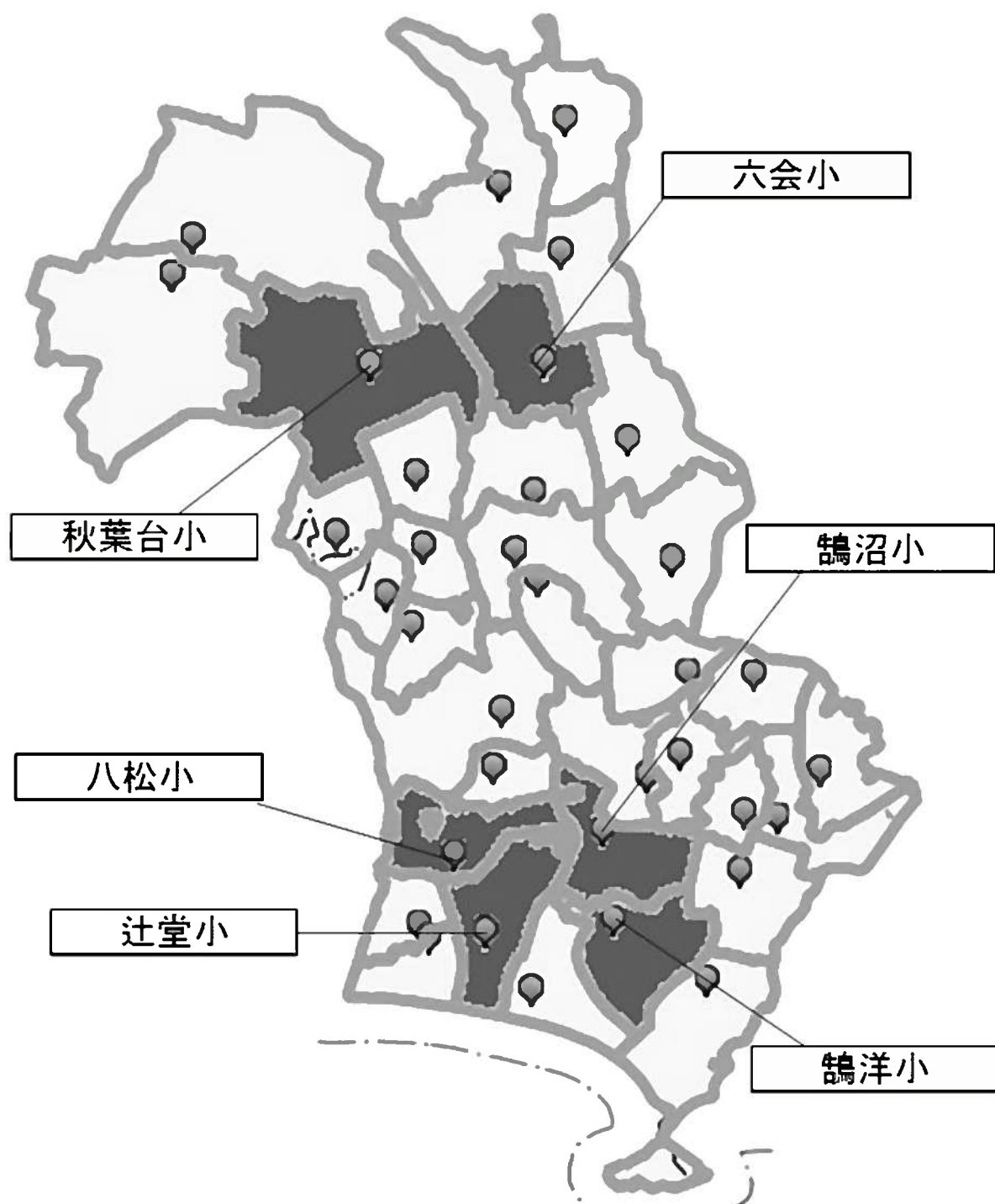
秋葉台小学校の児童生徒数推計では、学級数の増加が約10年後から顕著となり、2040年(令和22年)は過大規模校となることが見込まれています。市内北部地域では、複数のまちづくり事業が今後も長期的に実施される予定であることから、これらの事業の進捗及び次回(令和9年度)の藤沢市将来人口推計を踏まえ、第2期実施計画において改めて、過大規模解消に向けた取組を検討することとします。

なお、取組対象校の通学区域の見直しをする際に影響する中学校については、併せて見直しを検討します。

また、既に検討を行った様々な手法について、今後、適した条件が整った場合は、その手法について改めて検討することとします。

過大規模校位置図

(小学校の位置及び現在の小学校区)

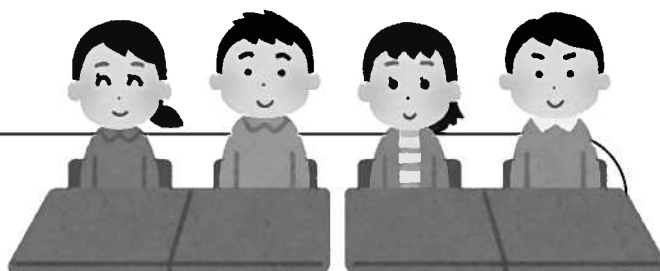


I 取組対象校

(1) 鵜沼小学校

鵜沼小学校は、現在、大規模校ですが、児童生徒数推計では2040年(令和22年)においてはさらに学級数が増加し、過大規模校となることが見込まれています。

過大規模校解消のためには様々な手法を検討した結果、鵜沼小学校の対策としては、通学区域の見直しを行うことを前提として考えることとします。「(仮称)藤沢市立学校通学区域検討委員会(以下「通学区域検討委員会」という。)」(詳細は26ページを参照)を設置し、通学区域の見直しを行うことにより、過大規模校となることを未然に防ぎます。



前提とする具体的な手法

【通学区域の見直し】

鵜沼小学校及び通学区域が接している小学校の通学区域の見直しを行います。該当地区である鵜沼地区に加えて、状況に応じて、近隣地区である辻堂・村岡・藤沢・明治地区の小学校の通学区域の見直しを検討します。

<取組対象校>

鵜沼小学校

<通学区域が接している学校>

藤沢小学校
本町小学校
辻堂小学校
鵜洋小学校
大道小学校
八松小学校
羽鳥小学校
新林小学校

具体的な通学区域の見直しは通学区域検討委員会において協議します。

検討スケジュール

	2024(R6)年	2025(R7)年	2026(R8)年	2027(R9)年	2028(R10)年
鵜沼小	★通学区検討委員会の設置				
藤沢小 本町小 辻堂小 鵜沼小 大道小 八松小 羽鳥小 新林小	①通学区検討委員会による検討及びワークショップの開催				
		②通学区変更の周知			
			③新たな通学区の導入		

① 通学区検討委員会による検討及びワークショップの開催（最長3年）

② 通学区変更の周知（新たな通学区決定次第開始。周知期間は通学区検討委員会で協議）

③ 新たな通学区の導入（導入の方法は通学区検討委員会で協議）

	特別支援 学級	2022(R4)年 学級数	2040(R22)年 学級数	2040(R22)年 校舎築年数	学校施設再整備 第2期実施計画 ※1
【取組対象校】					
鵜沼小		28（大規模）	36（過大規模）	6	2034（R16）年
【通学区が接している学校】					
藤沢小		18	22	9	2031（R13）年
本町小	設置済	26（大規模）	24	29	
辻堂小		39（過大規模）	32（過大規模）	13	2027（R9）年
鵜沼小		35（過大規模）	36（過大規模）	11	2029(R11)年
大道小	設置済	20	24	5	2035(R17)年
八松小		24	32（過大規模）	73	
羽鳥小		30（大規模）	24	69	
新林小		19	28（大規模）	63	

※1 藤沢市立学校施設再整備第2期実施計画に計画が記載されている場合、供用開始予定を記載

鵜沼小学校圏域図



(2) 六会小学校

六会小学校は、現在、大規模校ですが、児童生徒数推計では2040年(令和22年)においてはさらに学級数が増加し、過大規模校となることが見込まれています。

過大規模校解消のためには様々な手法を検討した結果、六会小学校の対策としては、通学区域の見直しを行うことを前提として考えることとします。通学区域検討委員会において通学区域の見直しを行うことにより、過大規模校となることを未然に防ぎます。



前提とする具体的な手法

【通学区域の見直し】

六会小学校及び通学区域が接している小学校の通学区域の見直しを行います。該当地区である六会地区に加えて、状況に応じて、近隣地区である湘南台・遠藤・長後地区の小学校の通学区域の見直しを検討します。

＜取組対象校＞

六会小学校

＜通学区域が接している学校＞

秋葉台小学校

富士見台小学校

湘南台小学校

亀井野小学校

天神小学校

具体的な通学区域の見直しは通学区域検討委員会において協議します。

検討スケジュール

	2024(R6)年	2025(R7)年	2026(R8)年	2027(R9)年	2028(R10)年
六会小	★通学区域検討委員会の設置				
秋葉台小	①通学区域検討委員会による検討及びワークショップの開催				
富士見台小	②通学区域変更の周知				
湘南台小	③新たな通学区域の導入				
亀井野小					
天神小					

① 通学区域検討委員会による検討及びワークショップの開催（最長3年）

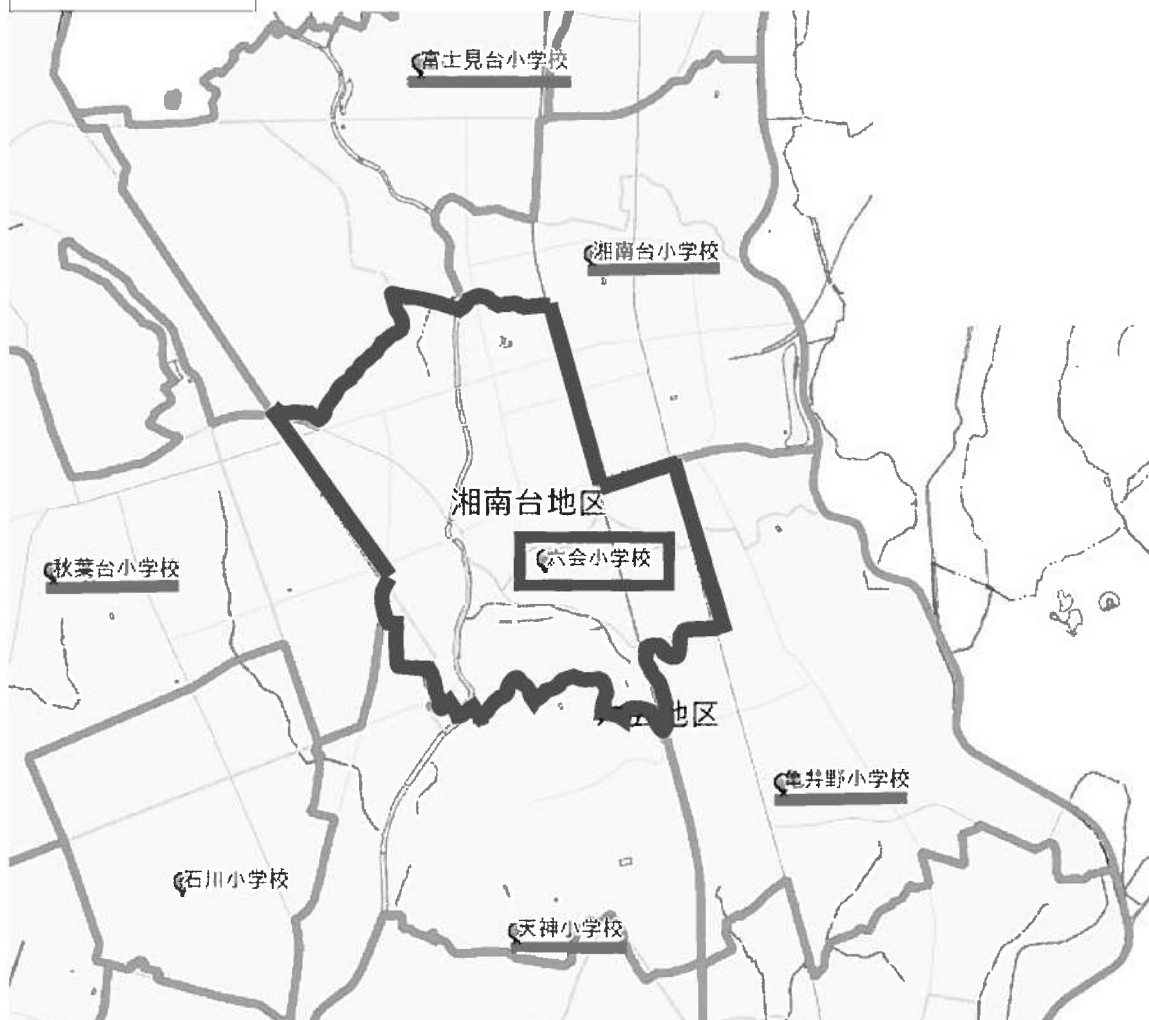
② 通学区域変更の周知（新たな通学区域決定次第開始。周知期間は通学区域検討委員会で協議）

③ 新たな通学区域の導入（導入の方法は通学区域検討委員会で協議）

	特別支援 学級	2022(R4)年 学級数	2040(R22)年 学級数	2040(R22)年 校舎築年数	学校施設再整備 第2期実施計画 ※1
【取組対象校】					
六会小	設置済	28（大規模）	36（過大規模）	41	
【通学区域が接している学校】					
秋葉台小	設置済	19	38（過大規模）	76	
富士見台小	設置済	22	20	74	
湘南台小	設置済	25（大規模）	24	68	
亀井野小	設置済	20	25（大規模）	64	
天神小	設置済	16	18	60	

※1 藤沢市立学校施設再整備第2期実施計画に計画が記載されている場合、供用開始予定を記載

六会小学校圏域図



(3) 辻堂小学校

辻堂小学校は、現在、過大規模校であることに加え、児童生徒数推計では2040年（令和22年）においても過大規模校の状態が続くことが見込まれています。

すでに普通教室に転用可能な教室の余剰もなく、仮設校舎建設のスペースもないことから、辻堂小学校の過大規模校の解消は喫緊の課題となっています。

過大規模校解消のためには様々な手法を検討した結果、辻堂小学校の対策としては、通学区域の見直しを行うことを前提として考えることとします。通学区域検討委員会において通学区域の見直しを行うことにより、過大規模校の解消を図ります。

前提とする具体的な手法

【通学区域の見直し】



辻堂小学校及び通学区域が接している小学校の通学区域の見直しを行います。該当地区である辻堂地区に加えて、状況に応じて、近隣地区である鵜沼・明治地区の小学校の通学区域の見直しを検討します。

<取組対象校>

辻堂小学校

<通学区域が接している学校>

鵜沼小学校

鵜洋小学校

八松小学校

高砂小学校

鵜南小学校

浜見小学校

具体的な通学区域の見直しは通学区域検討委員会において協議します。

検討スケジュール

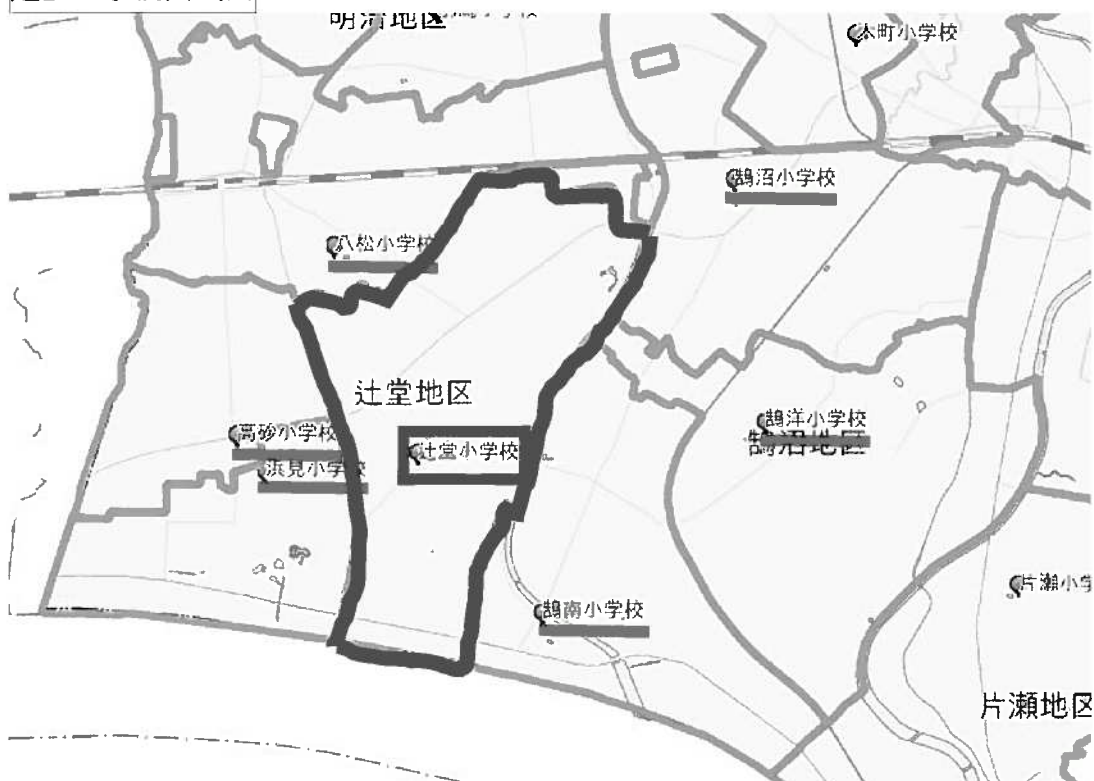
	2024(R6)年	2025(R7)年	2026(R8)年	2027(R9)年	2028(R10)年
辻堂小	★通学区域検討委員会の設置				
鵠沼小	①通学区域検討委員会による検討及びワークショップの開催				
鵠洋小		②通学区域変更の周知			
八松小			③新たな通学区域の導入		
高砂小					
鵠南小					
浜見小					

- ① 通学区域検討委員会による検討及びワークショップの開催（最長3年）
 ② 通学区域変更の周知（新たな通学区域決定次第開始。周知期間は通学区域検討委員会で協議）
 ③ 新たな通学区域の導入（導入の方法は通学区域検討委員会で協議）

	特別支援 学級	2022(R4)年 学級数	2040(R22)年 学級数	2040(R22)年 校舎築年数	学校施設再整備 第2期実施計画 ※1
【取組対象校】					
辻堂小		39（過大規模）	32（過大規模）	13	2027（R9）年
【通学区域が接している学校】					
鵠沼小		28（大規模）	36（過大規模）	6	2034（R16）年
鵠洋小		35（過大規模）	36（過大規模）	11	2029(R11)年
八松小		24	32（過大規模）	73	
高砂小		19	20	45	
鵠南小	設置済	18	18	16	2024（R6）年
浜見小	設置済	12	12	71	

※1 藤沢市立学校施設再整備第2期実施計画に計画が記載されている場合、供用開始予定を記載

辻堂小学校圏域図



(4) 鵜洋小学校

鵜洋小学校は、現在、過大規模校であることに加え、児童生徒数推計では2040年（令和22年）においても過大規模校の状態が続くことが見込まれています。

過大規模校解消のためには様々な手法を検討した結果、鵜洋小学校の対策としては、通学区域の見直しを行うことを前提として考えることとします。通学区域検討委員会において通学区域の見直しを行うことにより、過大規模校の解消を図ります。

前提とする具体的な手法

【通学区域の見直し】

鵜洋小学校及び通学区域が接している小学校の通学区域の見直しを行います。該当地区である鵜沼地区に加えて、状況に応じて、近隣地区である片瀬・辻堂・村岡地区の小学校の通学区域の見直しを検討します。

<取組対象校>

鵜洋小学校

<通学区域が接している学校>

鵜沼小学校

辻堂小学校

片瀬小学校

鵜南小学校

新林小学校

具体的な通学区域の見直しは通学区域検討委員会において協議します。

検討スケジュール

	2024(R6)年	2025(R7)年	2026(R8)年	2027(R9)年	2028(R10)年
鵜洋小	★通学区域検討委員会の設置				
鵜沼小 辻堂小 片瀬小 鵜南小 新林小	①通学区域検討委員会による検討及びワークショップの開催				
	②通学区域変更の周知				
	③新たな通学区域の導入				

① 通学区域検討委員会による検討及びワークショップの開催（最長3年）

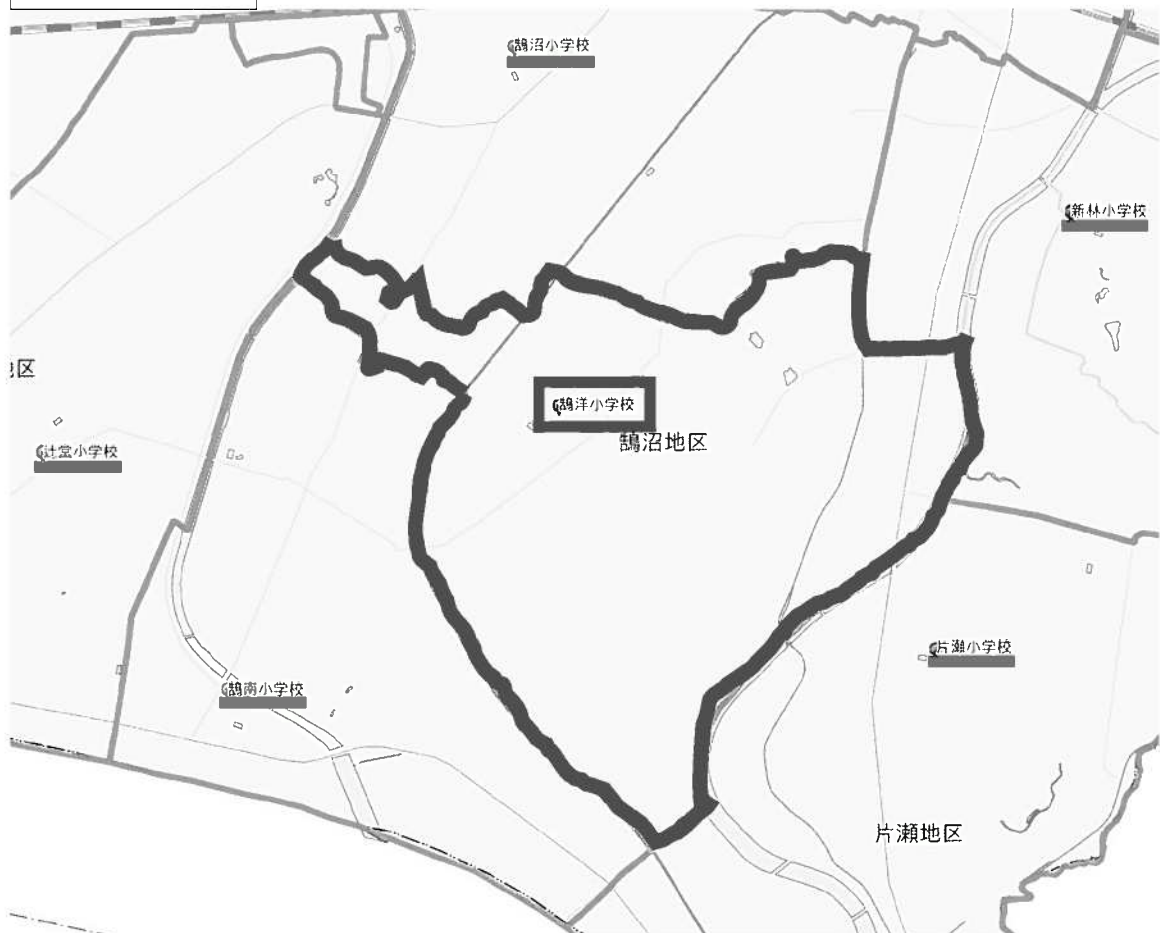
② 通学区域変更の周知（新たな通学区域決定次第開始。周知期間は通学区域検討委員会で協議）

③ 新たな通学区域の導入（導入の方法は通学区域検討委員会で協議）

	特別支援 学級	2022(R4)年 学級数	2040(R22)年 学級数	2040(R22)年 校舎築年数	学校施設再整備 第2期実施計画 ※1
【取組対象校】					
鵠洋小		35（過大規模）	36（過大規模）	11	2029(R11)年
【通学区域が接している学校】					
鵠沼小		28（大規模）	36（過大規模）	6	2034（R16）年
辻堂小		39（過大規模）	32（過大規模）	13	2027（R9）年
片瀬小	設置済	24	22	11	2029(R11)年
鵠南小	設置済	18	18	16	2024（R6）年
新林小		19	28（大規模）	63	

※1 藤沢市立学校施設再整備第2期実施計画に計画が記載されている場合、供用開始予定を記載

鵠洋小学校圏域図



(5) 八松小学校

八松小学校は、現在、適正規模校ですが、今後、学級数が増加し、児童生徒数推計では2040年（令和22年）においては過大規模校となることが見込まれています。

過大規模校解消のためには様々な手法を検討した結果、八松小学校の対策としては、通学区域の見直しを行うことを前提として考えることとします。通学区域検討委員会において通学区域の見直しを行うことにより、過大規模校となることを未然に防ぎます。

前提とする具体的な手法

【通学区域の見直し】

八松小学校及び通学区域が接している小学校の通学区域の見直しを行います。該当地区である辻堂地区に加えて、状況に応じて、近隣地区である明治・鵜沼地区の小学校の通学区域の見直しを検討します。

<取組対象校>

八松小学校

<通学区域が接している学校>

明治小学校

鵜沼小学校

辻堂小学校

高砂小学校

羽鳥小学校

具体的な通学区域の見直しは通学区域検討委員会において協議します。



検討スケジュール

	2024(R6)年	2025(R7)年	2026(R8)年	2027(R9)年	2028(R10)年
八松小	★通学区域検討委員会の設置				
明治小 鵜沼小 辻堂小 高砂小 羽鳥小	①通学区域検討委員会による検討及びワークショップの開催				
	②通学区域変更の周知				
	③新たな通学区域の導入				

① 通学区域検討委員会による検討及びワークショップの開催（最長3年）

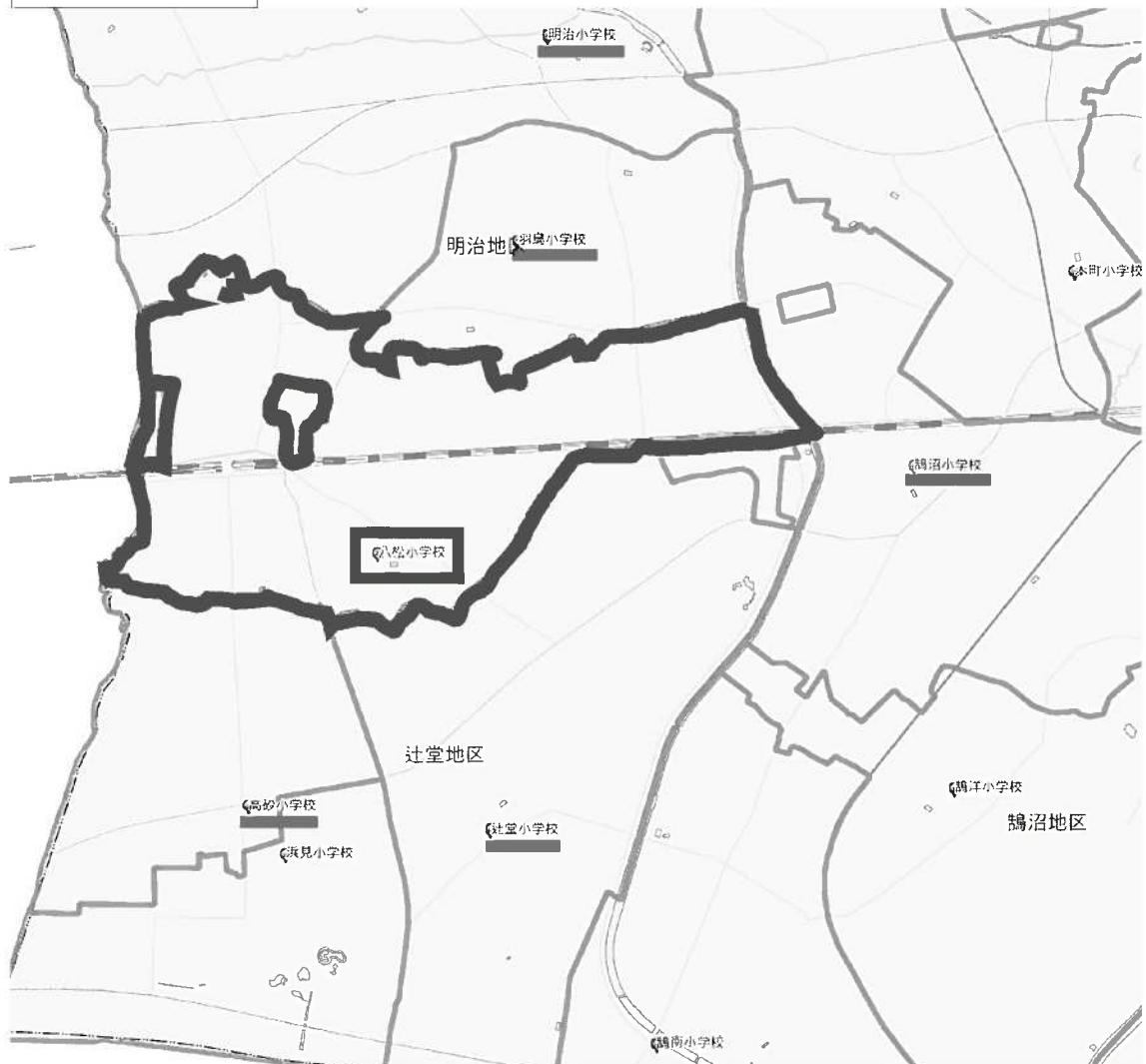
② 通学区域変更の周知（新たな通学区域決定次第開始。周知期間は通学区域検討委員会で協議）

③ 新たな通学区域の導入（導入の方法は通学区域検討委員会で協議）

	特別支援 学級	2022(R4)年 学級数	2040(R22)年 学級数	2040(R22)年 校舍築年数	学校施設再整備 第2期実施計画 ※1
【取組対象校】					
八松小		24	32（過大規模）	73	
【通学区域が接している学校】					
明治小	設置済	25（大規模）	28（大規模）	8	2032（R14）年
鵜沼小		28（大規模）	36（過大規模）	6	2034（R16）年
辻堂小		39（過大規模）	32（過大規模）	13	2027（R9）年
高砂小		19	20	45	
羽鳥小		30（大規模）	24	69	

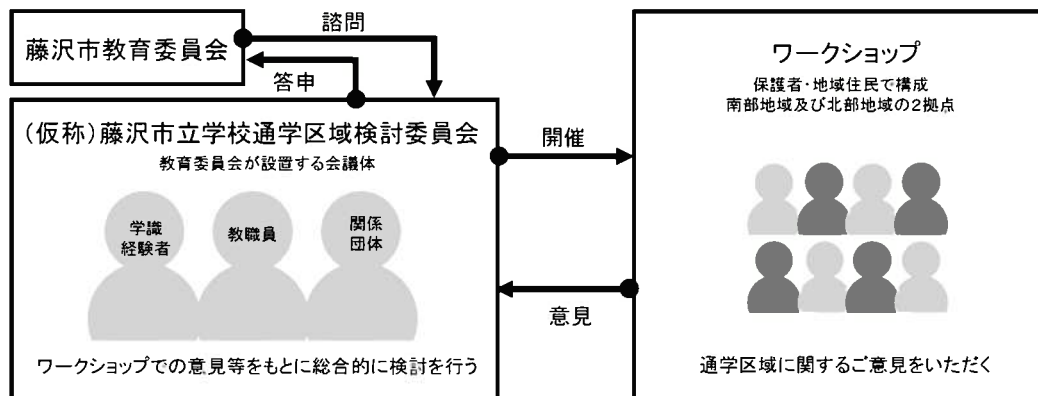
※1 藤沢市立学校施設再整備第2期実施計画に計画が記載されている場合、供用開始予定を記載

八松小学校圏域図



2 第Ⅰ期実施計画策定後の取組

(Ⅰ) 実施計画策定後の取組



ア 通学区域検討委員会の設置

通学区域の見直しを行うことを前提として考えるため、第Ⅰ期実施計画策定後の令和6年度以降は、学識経験者、学校教職員及び関係団体の代表者等で構成する通学区域検討委員会を新たに設置し、諮問します。

イ ワークショップの開催及び構成

南部の取組対象校（鵜沼小学校・辻堂小学校・鵜洋小学校・八松小学校）が属する地区を中心としたエリアで南部ワークショップを開催し、北部の取組対象校（六会小学校）が属する地区を中心としたエリアで北部ワークショップを開催します。

ワークショップは、各地区内の関係団体の代表者をはじめとし、保護者や地域住民等で構成します。



ウ ワークショップの協議内容

ワークショップでは、通学区域について各地区の実情に応じて意見を出し合うとともに、地区間の調整が必要な場合は、他地区の考えや意見を把握し、話し合う機会を設けます。また、新たな通学区域への移行が円滑に進むよう、通学区域の見直しの際に考慮しなければならない諸事項についても意見を伺います。

エ 通学区域検討委員会とワークショップの役割

ワークショップの意見は適宜、通学区域検討委員会へ報告し、通学区域検討委員会はワークショップの進捗を管理するとともに、ワークショップ内で異なる意見が出された際は、必要に応じて意見の調整を行います。

オ 新たな通学区域の決定

通学区域検討委員会はワークショップでの意見等をもとに通学区域の設定の案を答申します。

教育委員会は通学区域検討委員会の案に基づき、新たな通学区域を決定します。

(2) 新たな通学区域決定後の取組

新たな通学区域の決定後は、教育委員会と学校が連携・調整し、各方面へ周知をし、しっかりと行ったうえで、変更を実施します。



なお、取組対象校の解消手法について、通学区域検討委員会における検討により、手法そのものの変更が必要となった場合は、改めて検討することとします。

【今後のスケジュール】

取組内容	2024年 R6	2025年 R7	2026年 R8	2027年 R9	2028年 R10	2029年 R11	2030年 R12	2031年 R13	2032年 R14	2033年 R15
藤沢市立学校 適正規模・適正配置に 関する基本方針	基本方針は、国の施策や社会情勢の大きな変化により見直しの必要が生じた際に改定					基本方針に基づく取組				
藤沢市立学校 適正規模・適正配置 第1期実施計画	実施計画は、国の施策や社会情勢の大きな変化により見直しの必要が生じた際に改定					第1期実施計画に基づく取組				
「(仮称)藤沢市立学校 通学区域検討委員会」 による検討	★通学区域検討委員会の設置					①通学区域検討委員会による検討及びワークショップの開催				
						②通学区域変更の周知				
						③新たな通学区域の導入				
藤沢市立学校 適正規模・適正配置 検討委員会						検討 ・第2期実施計画の検討				
藤沢市立学校 適正規模・適正配置 第2期実施計画						★策定 実施計画は、国の施策や社会情勢の大きな変化により見直しの必要が生じた際に改定				
						第2期実施計画に基づく取組				

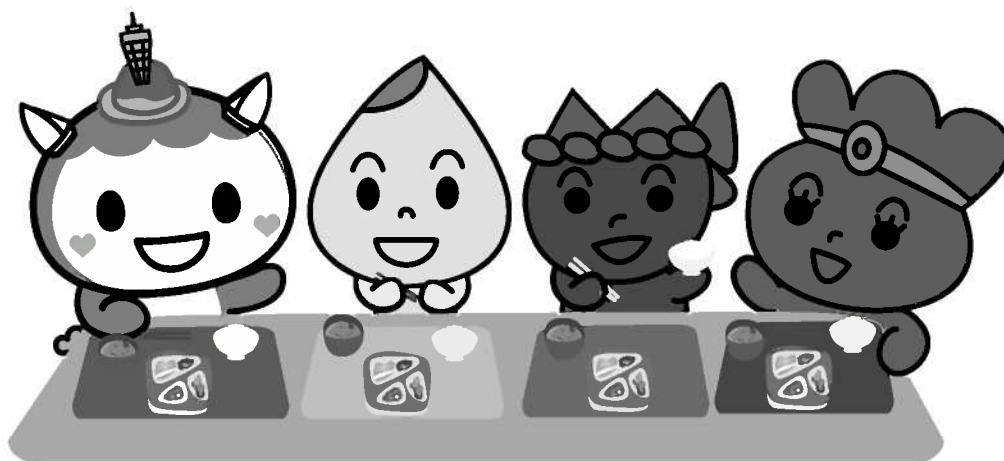
3 基本方針及び実施計画の見直し

基本方針及び実施計画については、国の施策の大幅な変更や社会情勢に変化が生じたとき、又は児童生徒数推計に大幅な乖離が生じたときは、改めて検討を行い、必要に応じて見直しを図ります。



4 第2期以降の実施計画の策定

第1期実施計画の取組期間が終了する令和11年度以降は、最新の藤沢市将来人口推計及び児童生徒数推計を基に、引き続き、第2期以降の実施計画を策定します。



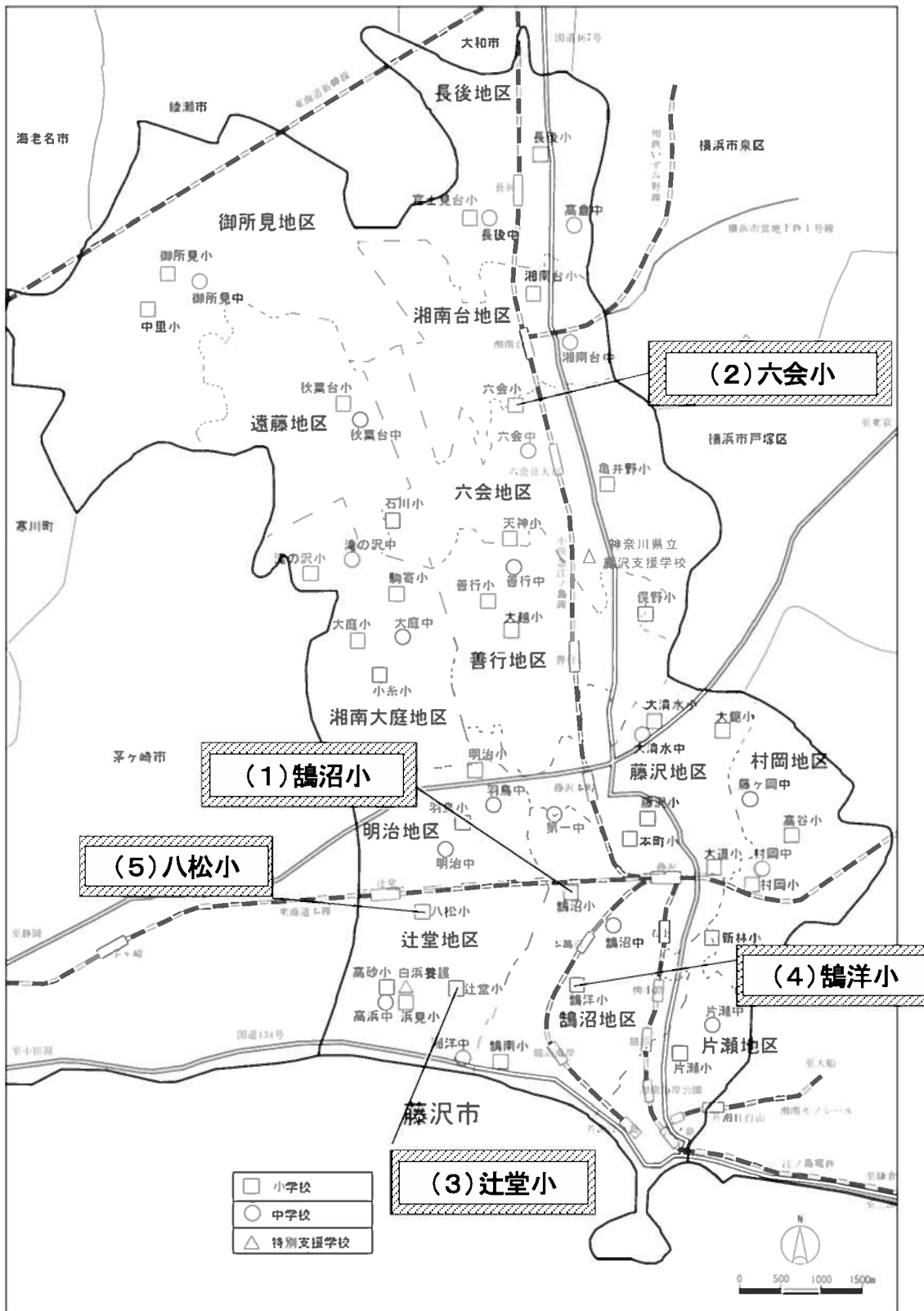


参考資料

- 1 学校位置図
- 2 藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針
- 3 規模の大きな学校の特性
- 4 検討手法一覧
 - (1) 過大規模校 解消手法一覧
 - (2) 白浜養護学校 課題解消手法一覧
- 5 これからの学校のあり方についてのアンケート調査結果
- 6 藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会
 - (1) 設置要綱
 - (2) 委員名簿
 - (3) 会議開催状況

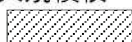


I 学校位置図



第1期実施計画取組対象校

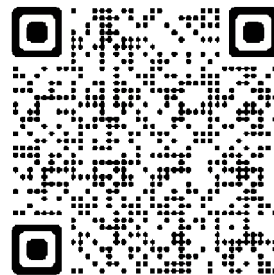
過大規模校



→ 過大規模校のため、過大規模校解消の取組を行う学校

2 藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針

基本方針は藤沢市のホームページにて公表しています。
こちらの2次元コードからご覧ください。



ホームページへのリンクはこちら↓からどうぞ。

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kyouiku/tekiseihoshin.html>

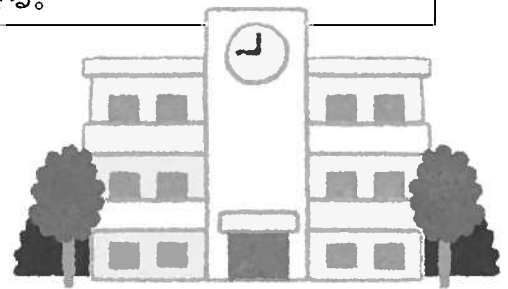


3 規模の大きな学校の特徴

【規模の大きな学校において考えられる学校運営上の特性】

<メリット>

- ・体育的、文化的行事などの集団活動に活気が生じやすい。
- ・様々な種類の部活動等の運営が可能となる。
- ・学校全体での組織的な指導体制が組みやすい。
- ・PTA活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。
- ・大規模校では、児童生徒数や学級数に応じた教職員数の加配¹⁷がある。
- ・校務分掌¹⁸を分担して、複数人で対応することができる。



<デメリット>

- ・学校行事等において、一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
- ・学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。
- ・教職員相互の連絡調整が図りにくい。
- ・特別教室や体育館等の利用調整が図りにくい。
- ・児童生徒が多ければ、それだけ様々な個性、特性を持つ子どもも多く、支援に時間を多く要する。けがのほか、事故やトラブルが起こる件数が多くなる。
- ・児童生徒数や教職員数が多くなっても、管理職¹⁹の数は変わらないため、多種多様な対応が必要となり、管理職の負担が大きい。
- ・校外行事や校外学習²⁰等の場所が限定されることがある。
- ・学級数が多いと、運動会や卒業式などの行事において、学年全体での動きがとりにくい。健康診断や避難訓練などにも時間がかかる。
- ・登下校時の安全確保が難しい。地域によっては交差点が児童生徒であふれかえり、交通安全面での危険性が増大する。また、地域住民等の通行の妨げになり、クレームにもつながる。
- ・体育館に全校の児童生徒が収容できない。
- ・学級数が多く教室配置が学年で揃えられないと、1学級だけ異なるフロアや棟になることがあり、学年のまとまりがとりにくい。

¹⁷ 加配：神奈川県教育委員会から学校に追加で配当される教職員のこと。

¹⁸ 校務分掌：学校の中における業務分担のこと。

¹⁹ 学校の管理職：藤沢市立学校では校長・教頭のこと。

²⁰ 校外行事や校外学習：社会科見学や遠足、修学旅行など学校の外で行う行事や学習のこと。

【規模の大きな学校の学校運営上の特性（児童生徒に与える影響）】

- ・クラス替え→豊かな人間関係の構築、多様な集団の形成が可能となる。
- ・様々な人との出会い→多様な考え方に出会い成長できる。
- ・多くの教職員が関わることで、多面的に児童生徒を見ることができる。
- ・多様な人間関係を構築する機会が多い。
- ・校外行事や校外学習等の場所が限定されることがある。
- ・個別の活動の機会が少ない、個の発表の機会が少ない→自己肯定感、自己有用感を育む機会が少ない。
- ・全校単位、学年単位での活動に制約がかかる→活動機会が狭まる。
- ・児童生徒間の事故やトラブルが多くなる。

※基本方針31～32ページより引用



4 検討手法一覧

(1) 過大規模校 解消手法一覧

手法	番号	タイトル	学校規模改善見込	コスト	期間	影響を受ける児童生徒の範囲	地域コミュニティへの影響の範囲	授業実施への影響	合計点数	総合評価
学校新設	1	土地を新規に取得(又は借用)して学校又は分校を新設	3 過大・小→適正 2 過大→大 1 過大・小のまま	3 かけがえのない(計画に基づく建替含む) 2 改修・改築 1 新規取得	実行開始又は供用開始まで、 3 5年より早い 2 5年以上 1 予測不能	3 市内一部(13行政区域内) 2 市内広域(13行政区域をまたがる) 1 市内全域	3 市内一部(13行政区域内) 2 市内広域(13行政区域をまたがる) 1 市内全域	3 影響無 2 影響有 1 継続不可	12	C
	2	分散型で土地を借用し、分教室建設	1	2	3	2	2	2	12	C
学校建替	3	過大規模校対応型の学校の建設	1	2	3	3	3	2	14	B
既存施設活用	4	過大規模校周辺の学校の空き教室活用	1	3	3	3	3	2	15	B
	5	過大規模校と過大規模校周辺の中学校の校舎を入れ替える	1	2	3	3	3	1	13	B
学区再編	6	小学校の市内全域の学区を見直し	3	3	3	1	1	3	14	B
	7	小学校の市内一部の学区を見直し	3	3	3	2	2	3	16	A
学校選択制	8	過大規模校の学区の学校選択制	2	3	3	2	2	3	15	B
	9	スクールバス通学	2	2	3	2	2	2	13	B

(2) 白浜養護学校 課題解消手法一覧

手法	番号	タイトル	3.過大・小→ 適正 2.過大→大 1.過大・小の まま	3.かからない (計画に基づく 建替含む) 2.改修・改築 1.新規取得	実行開始又は 供用開始ま で、 3.5年より早 い 2.5年以上 1.予測不能	3.市内一部 (13行政地 区内) 2.市内広域 (13行政地 区をまたがる) 1.市内全域	3.市内一部 (13行政地 区内) 2.市内広域 (13行政地 区をまたがる) 1.市内全域	3.影響無 2.影響有 1.継続不可	合計点数	総合評 価
既存施設活用	11	学校部分移転(白浜養護学校)	3	2	3	1	1	2	12	C
用地取得	12	学校移転(白浜養護学校)	3	1	2	1	1	2	10	C
学校建替	13	学校建替(白浜養護学校)	3	1	1	3	3	2	13	B
定員制	14	定員制	3	3	3	1	1	2	13	B

5 これからの学校のあり方についてのアンケート調査結果

2022年(令和4年)9月1日から9月16日までの期間、藤沢市内の未就学児保護者、小・中学校保護者、学校教職員に対し、これからの学校のあり方についてのアンケート調査を実施しました。

(1) アンケート対象者・回答者数・回答率

対象者	対象者数	回答者数	回答率
藤沢市立保育園全保護者	6,410 人	1,879 人	29.3%
藤沢市私立幼稚園協会 加盟の幼稚園の全保護者			
小中学校保護者 (特別支援学級含む)	27,331 人	7,604 人	27.8%
小中学校教職員	1,964 人	607 人	30.9%

(2) 実施期間

2022年(令和4年)9月1日(木)から同年9月16日(金)まで

(3) 回答方法

Google アンケートフォーム(インターネットによる回答)又は紙面回答

次ページからアンケート調査結果の概要版及び考察(詳細版より抜粋)を掲載します。

なお、アンケート調査結果の詳細版については、藤沢市のホームページにて公表しています。

こちらの2次元コードからご覧ください。



ホームページへのリンクはこちら↓からどうぞ。

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kyouiku/tekiseiquestionnaire.html>

未就学児保護者 アンケート調査結果(概要版)

1 アンケート概要

実 施 者 : 藤沢市教育委員会 教育総務課

実 施 期 間 : 2022年(令和4年)9月1日から9月16日まで

対 象 者 : 藤沢市内※の未就学児の保護者

回 答 方 法 : Googleアンケートフォーム

対 象 者 数 : 6,410人 回答者数 : 1,879人 回答率 : 29.3%

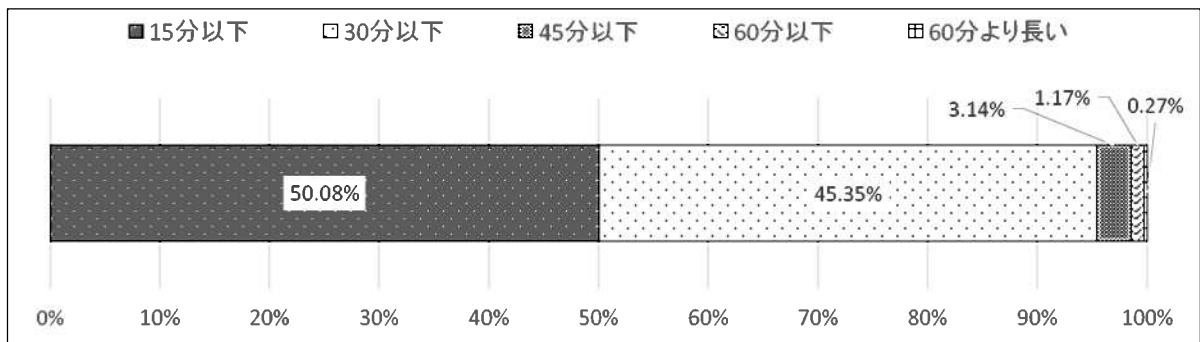
※藤沢市立保育園及び藤沢市私立幼稚園協会に加盟する幼稚園を対象とした。

2 アンケート結果

問 どの程度の時間までが通学時間の可能な範囲だと思いますか？

【回答者数】

未就学児保護者 1,879人

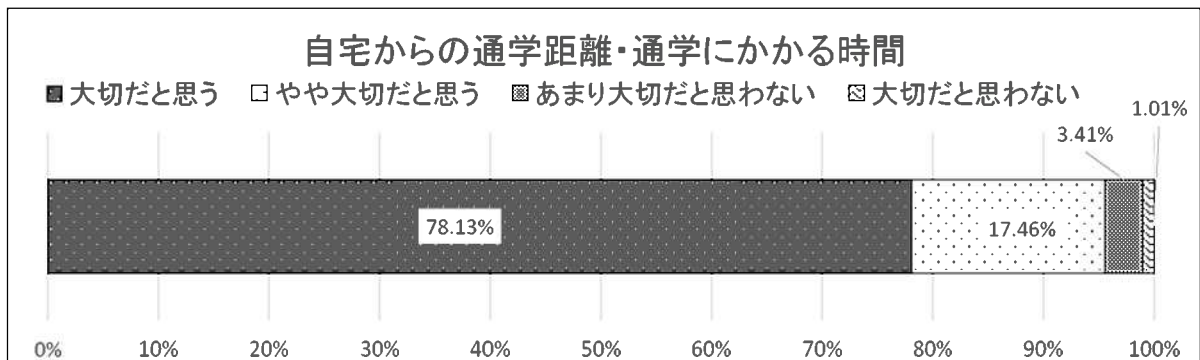


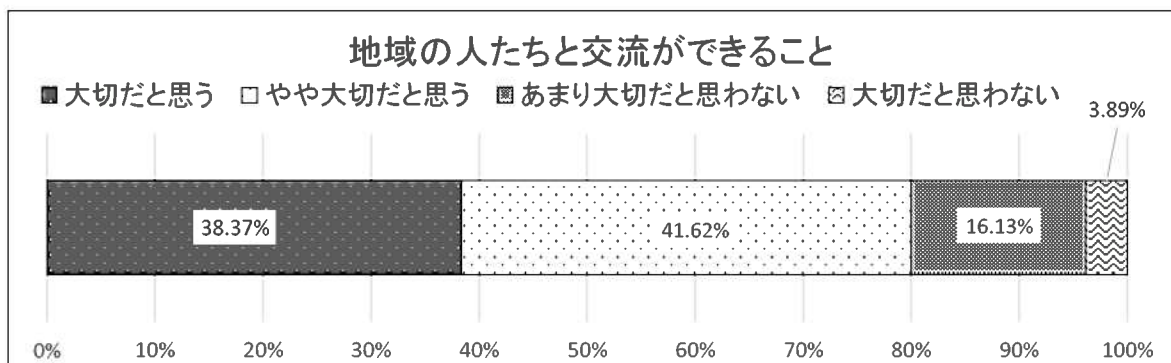
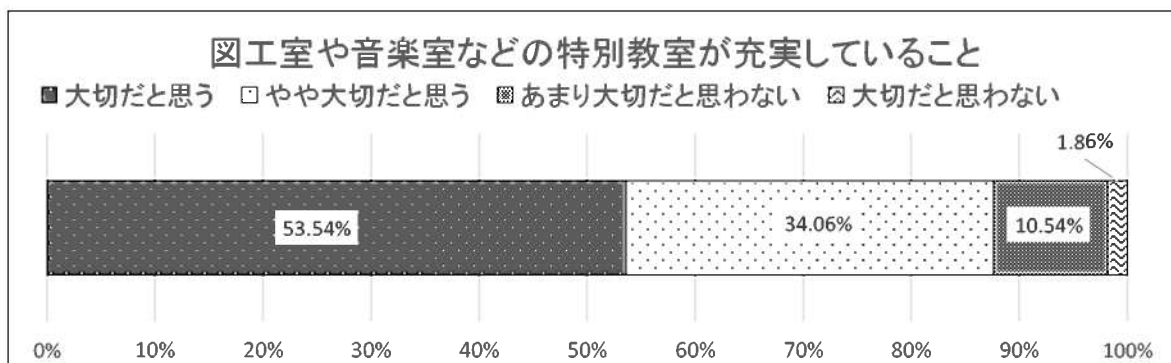
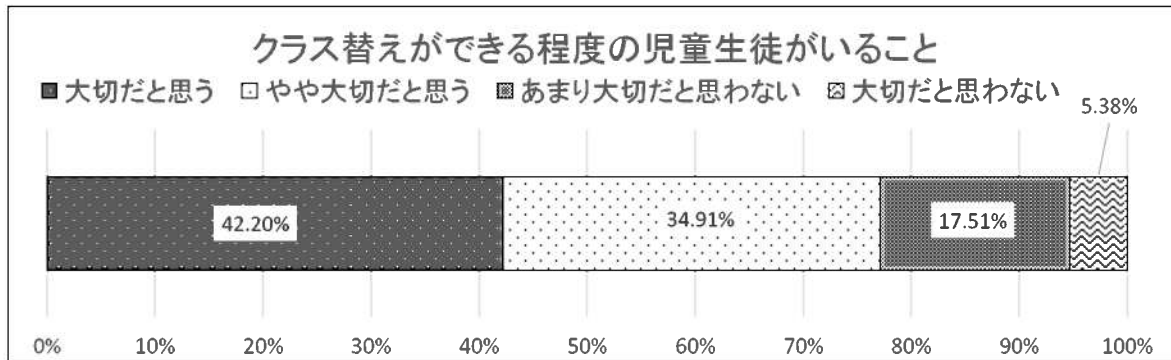
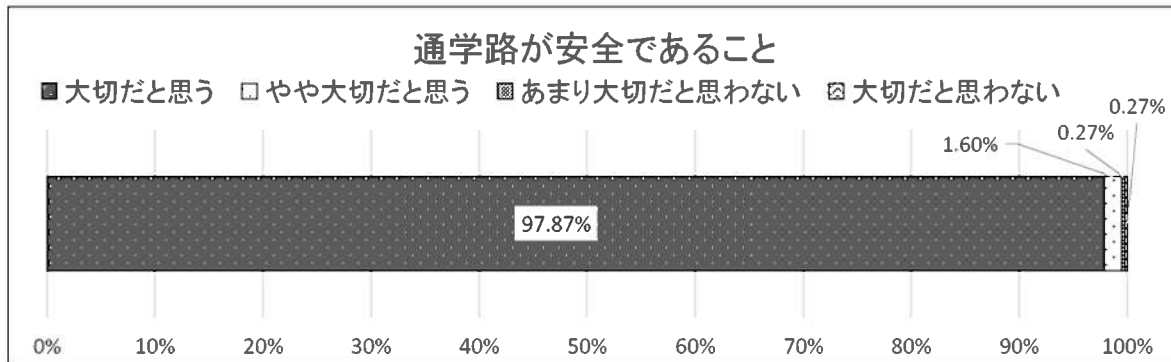
問 「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」にそって、これからの学校の規模や配置について検討をしていくうえで、大切だと思うことは何ですか？

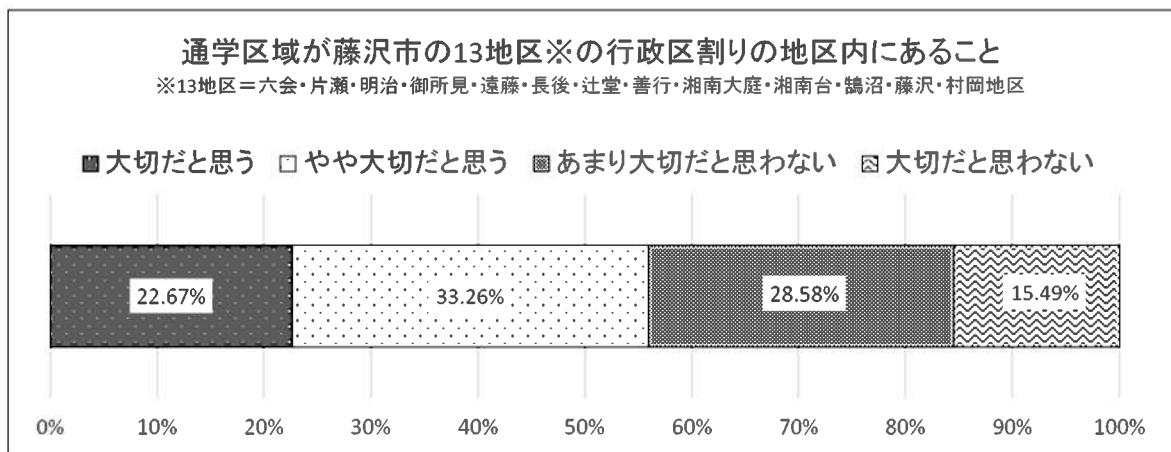
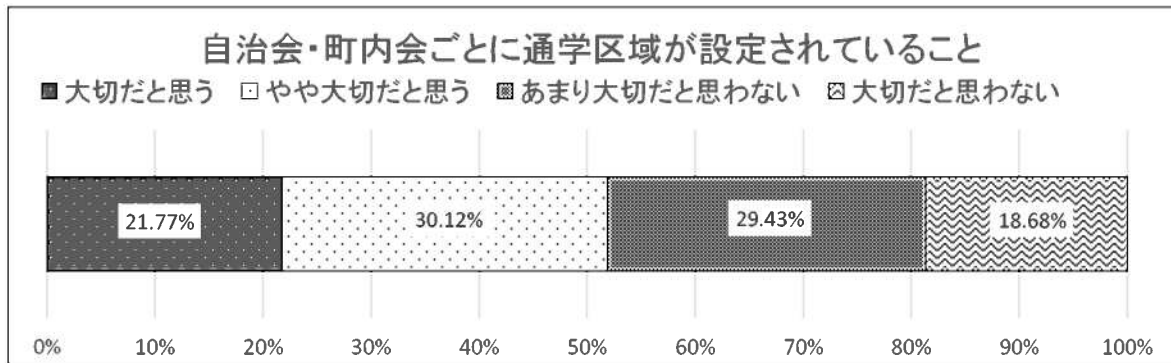
4段階評価(大切だと思う/やや大切だと思う/あまり大切だと思わない/大切だと思わない)

【回答者数】

未就学児保護者 1,879人



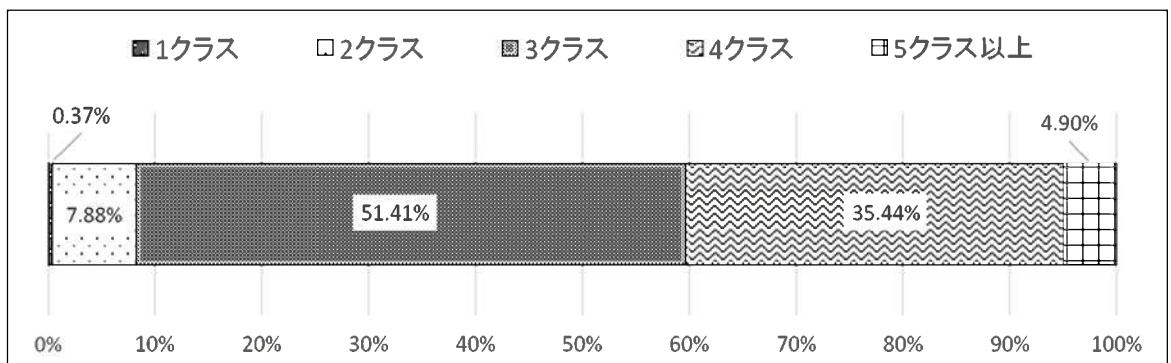




問 あなたは小学校は1学年あたり、何クラスが理想だと思いますか？

【回答者数】

未就学児保護者 1,879人



「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」にそって、これからの学校の規模や配置について検討していくうえで、大切だと思うことは何ですか？に寄せられた意見(抜粋)

分類	件数	意 見 (抜 粋)
通学区域	50	家の近くに小学校があるけれど、区域別のため近い方でなく遠い方の小学校へ通うことになるので、自分で近い方の小学校へ通えるように選ばせてほしいと思いました。
学校規模	68	学校の規模の違いが、内容の違いにならないようにお願いします。
通学に関すること	68	通学時間、安全性は絶対重要です。安心して通わせられるようにして欲しいです。
設備	41	運動するのに十分な大きさの校庭があること。
災害時	5	校舎の建物の耐震性などの災害時の安全面。
教員に関すること	37	職員の人数が児童に目が行き届く適切な人数であること
支援学級	19	各学校の支援級や支援学校を充実させ、受け入れを増やしていただきたいです。
地域	4	登下校時に、地域の人が子供達の安全を見守れる環境があると良いと思う。
その他※	99	子供たちがのびのびとした学校生活が送れること
		学童が利用しやすい料金かつ充実してること
		公立であれば教育方針の格差がないこと

※その他に関しては、給食、教育内容、教育方針などの意見がありました。

以 上

小・中保護者 アンケート調査結果(概要版)

1 アンケート概要

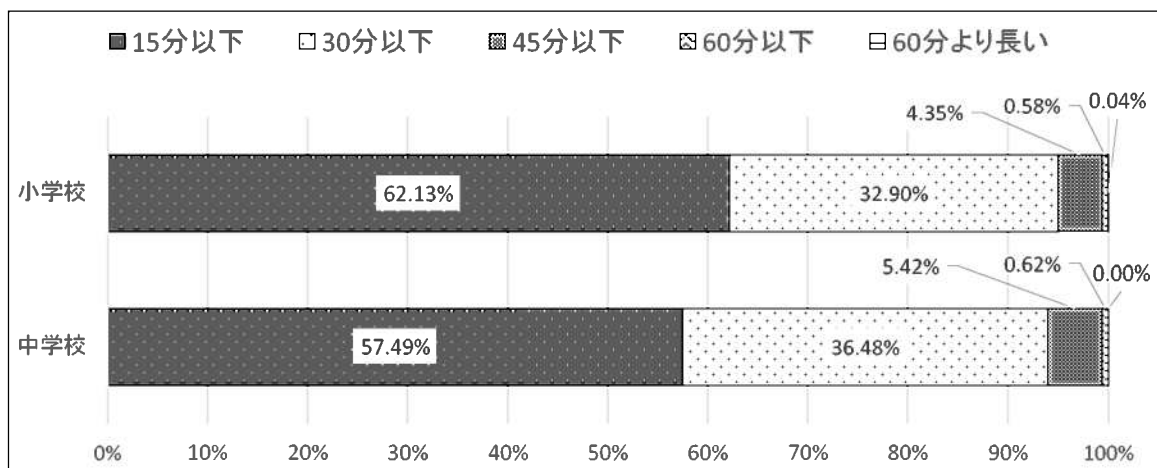
実 施 者 : 藤沢市教育委員会 教育総務課
 実 施 期 間 : 2022年(令和4年)9月1日から9月16日まで
 対 象 者 : 藤沢市立小中学校に通う児童生徒の保護者
 回 答 方 法 : Googleアンケートフォームまたは紙面
 対 象 者 数 : 27,331人 回答者数 : 7,604人 回答率 : 27.8%

2 アンケート結果

問 お子さんの通学にはおおよそ何分かかっていますか？

【回答者内訳】

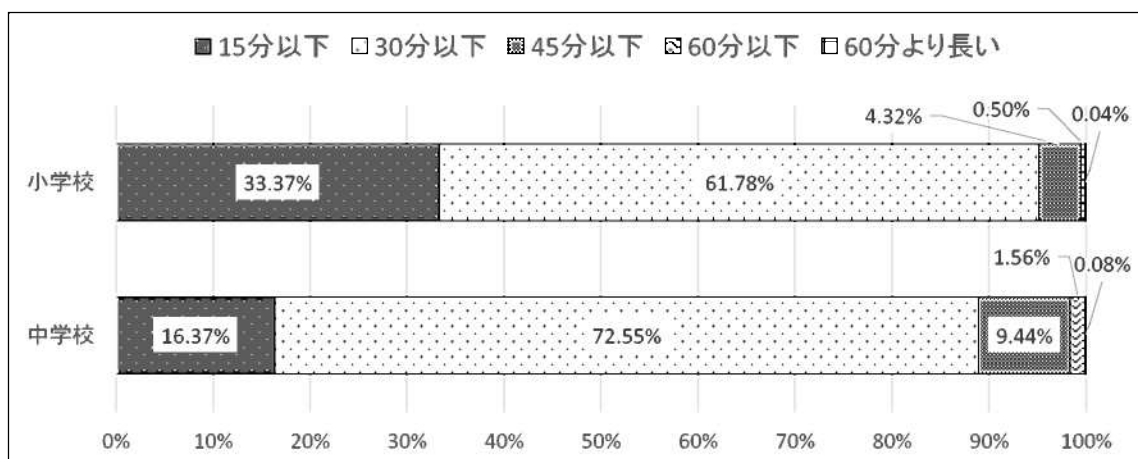
小学校 5,167人 中学校 2,435人



問 どの程度の時間までが通学時間の可能な範囲だと思いますか？

【回答者内訳】

小学校 5,167人 中学校 2,437人

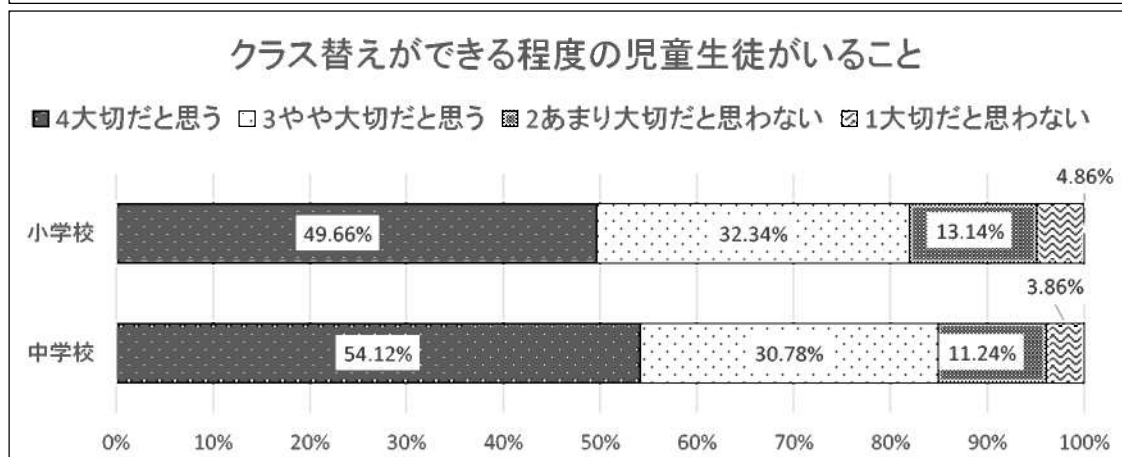
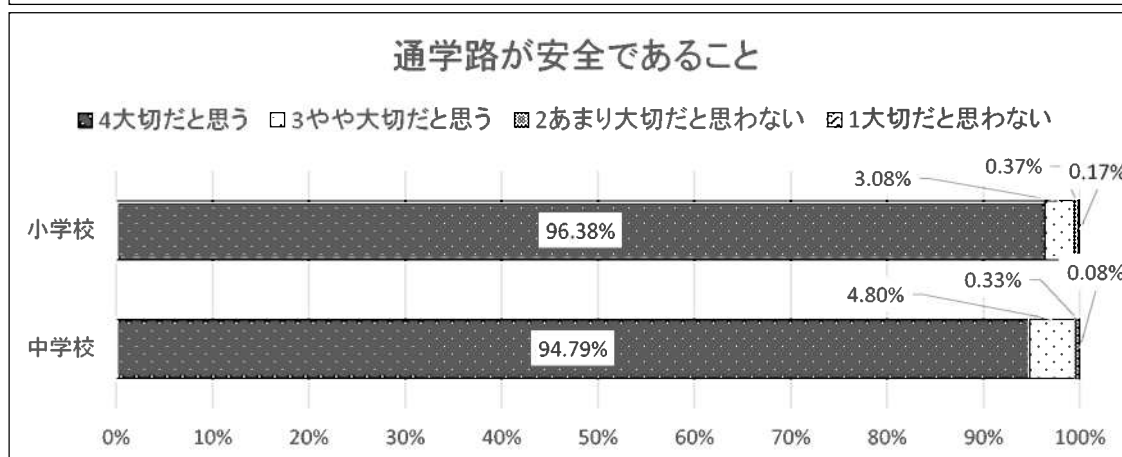
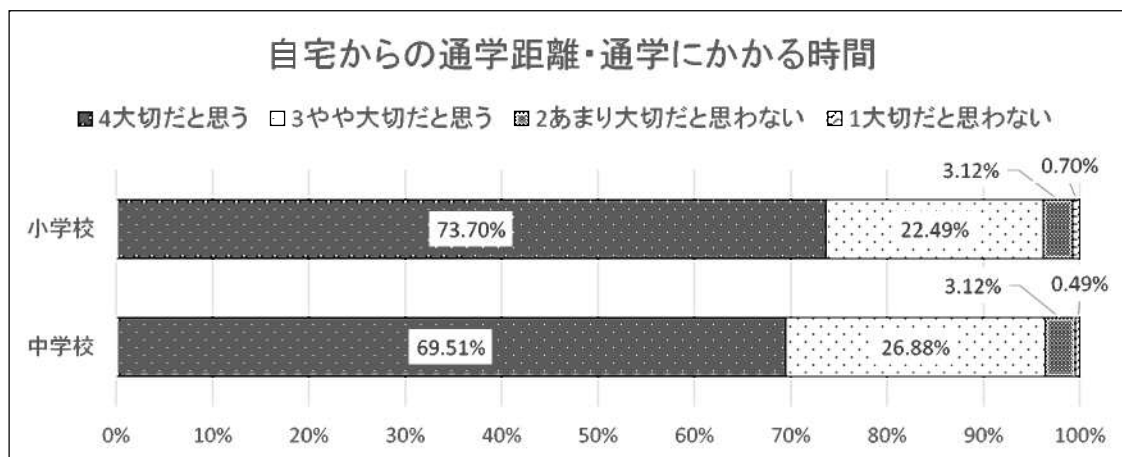


問「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」にそって、これからの学校の規模や配置について検討していくうえで、大切だと思うことは何ですか？

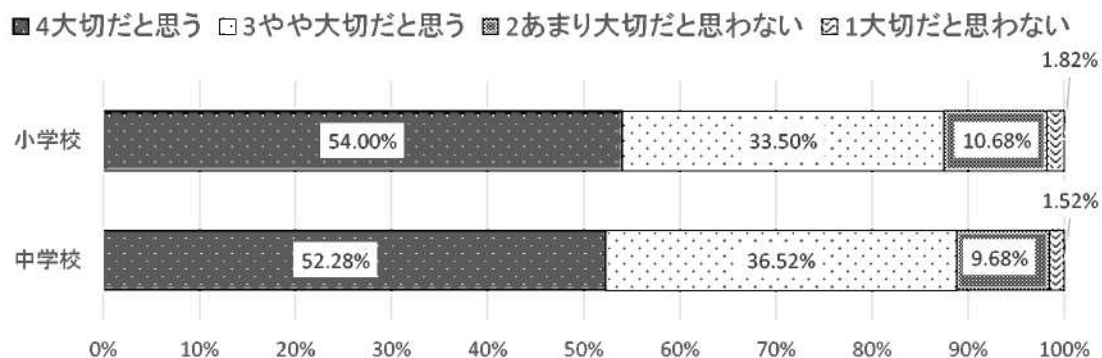
(4大切だと思う/3やや大切だと思う/2あまり大切だと思わない/1大切だと思わない)

【回答者内訳】

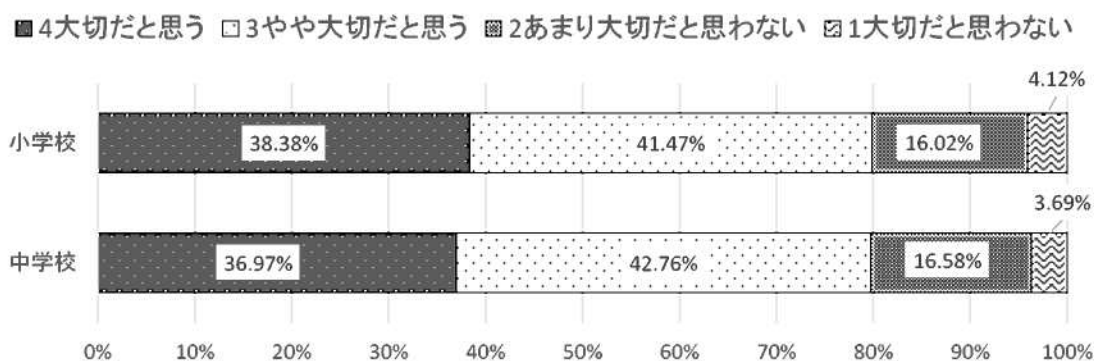
小学校 5,167人 中学校 2,437人



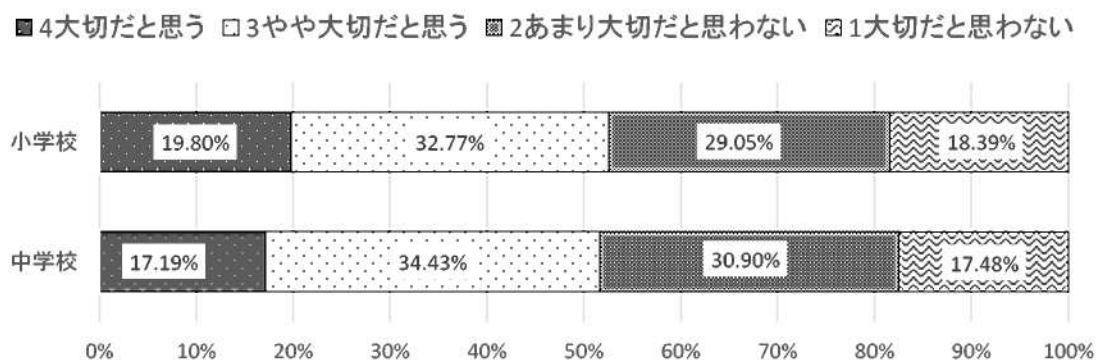
図工室や音楽室などの特別教室が充実していること



地域の人たちと交流ができること

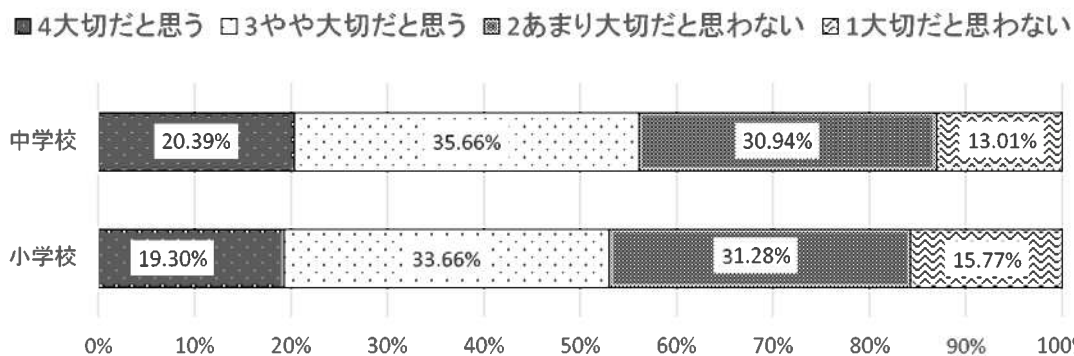


自治会・町内会ごとに通学区域が設定されていること



通学区域が藤沢市の13地区※の行政区割りの地区内にあること

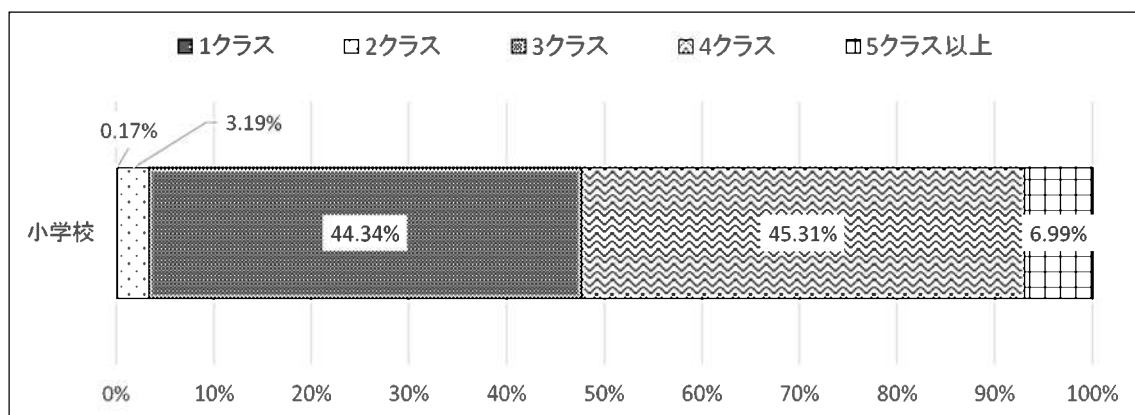
※13地区＝六会・片瀬・明治・御所見・遠藤・長後・辻堂・善行・湘南大庭・湘南台・鵠沼・藤沢・村岡地区



問 あなたは小学校は1学年あたり、何クラスが理想だと思いますか？

【回答者内訳】

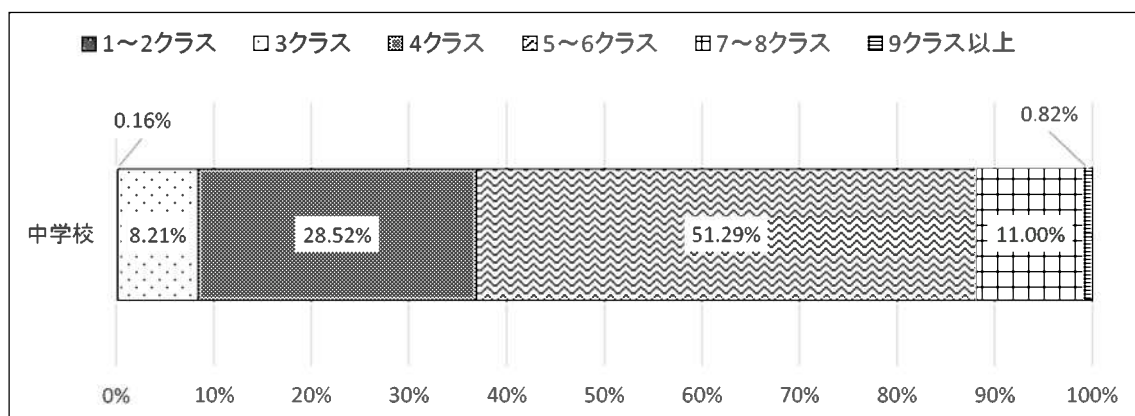
小学校 5,167人



問 あなたは中学校は1学年あたり、何クラスが理想だと思いますか？

【回答者内訳】

中学校 2,437人



「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」にそって、これからの学校の規模や配置について検討していくうえで、大切だと思うことは何ですか？に寄せられた意見(抜粋)

分類	件数	意 見 (抜 粋)
通学区域	229	住所で区切るのではなく、最も近い学校に通えることが理想かと思います。ただ、児童数など考慮したい点もあるので、複数の選択肢があってもよいかと思います。
学校規模	252	先生の目が行き届く範囲の人数であること。全員が施設を十分に使える人数であること。
通学に関すること	186	実際に通う子どもと保護者が安心して通えるのが理想だと思います。子どもへの負担は少なければ少ない方が良いです。
設備	169	設備や環境が学校によって差が無いこと。
災害時	36	今後の震災、特に地震に備えての安全な校舎、自宅から離れ過ぎない程度の避難可能な距離にある学校。
教員に関すること	144	教員の負担軽減のためにも、生徒と先生のバランスは大事だと思います。
支援学級	30	今後増加する支援級の児童のために、支援級やインクルーシブ教育の質、数のUP。
地域	22	地域の見守り体制。
その他※	340	ランドセルが重すぎるので、臨機応変に学校に置けるようにしてもらえるとありがたい。 共働き世帯の増加に伴い、PTAでの保護者の負担を軽減し、子どもとの時間を増やすこと。 学童(児童クラブ)が学校の至近距離にあって欲しい。

※その他に関しては、学童、PTA、給食、教育方針などの意見がありました。

以 上

教職員 アンケート調査結果(概要版)

1 アンケート概要

実施者 : 藤沢市教育委員会 教育総務課
 実施期間 : 2022年(令和4年)9月1日から9月16日まで
 対象者 : 藤沢市立小中学校の教職員
 回答方法 : Googleアンケートフォーム
 対象者数 : 1,964人 回答者数 : 607人 回答率 : 30.9%

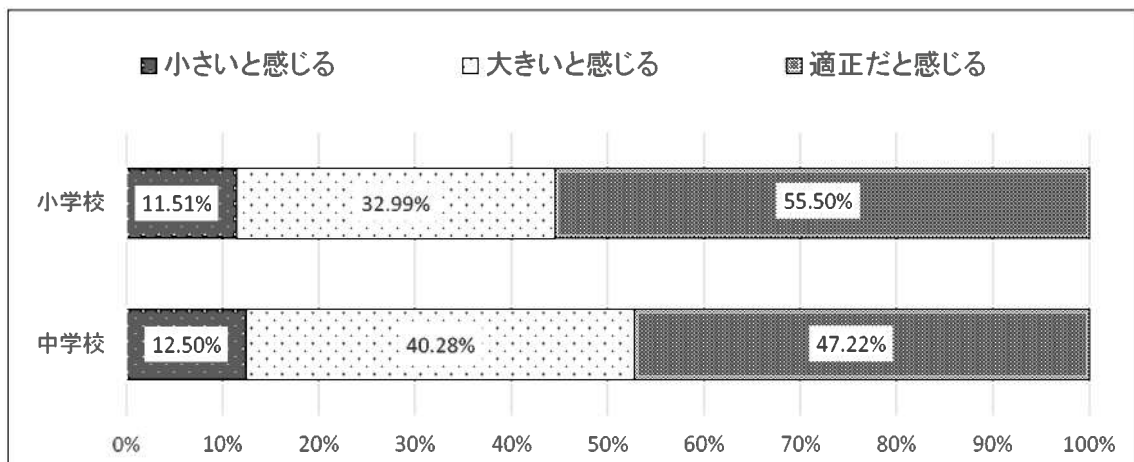
2 アンケート結果

問 現在所属の学校の学級数の規模はどのように感じますか？

【回答者内訳】

小学校 391人

中学校 216人



問 上記問の選択理由(自由記述)

分類	件数	上記問の理由(小学校) 自由記述 (抜粋)
小さいと感じる	20	人数が多すぎず、一人一人に丁寧に関わることができるが、職員の数少なすぎる。
大きいと感じる	99	校庭や特別教室の割り当てが必要十分な時間数配当できていない状況で、学習に支障がおきている。
適正だと感じる	30	人数把握がしやすい。学習活動が活発に行われる。

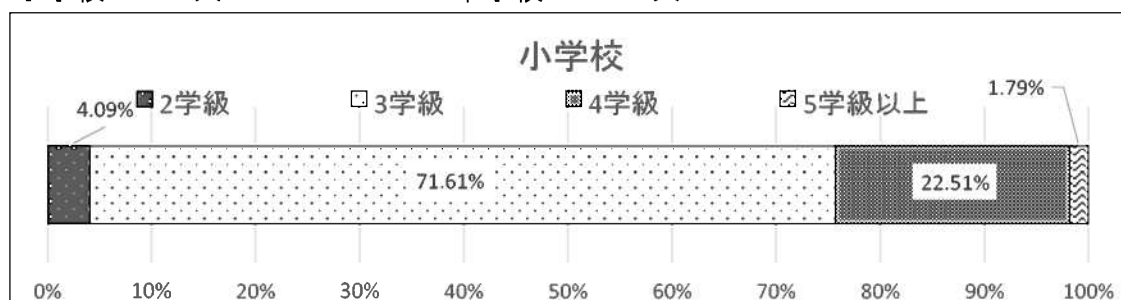
分類	件数	上記問の理由(中学校) 自由記述 (抜粋)
小さいと感じる	10	生徒の人数が少なく、学校行事がこじんまりとして終わってしまう。
大きいと感じる	62	人数が多く全ての生徒へ適切な対応ができない。同じ学年に所属しているのに3年間全くかわらない生徒もいる。
適正だと感じる	18	学年すべてのクラスの授業を受け持つことができる。教科にもよるが、学年の授業をすべて受け持てるので、学年の生徒の様子を把握しやすい。授業において、特別教室が利用しやすい。

問 小学校/中学校(各属性に応じて)は1学年あたり何学級だとちょうど良いと思いますか？

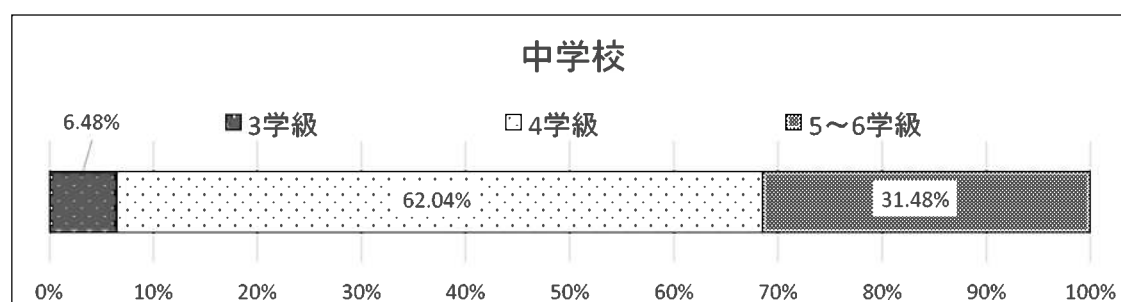
【回答者内訳】

小学校 391人

中学校 216人



※選択肢「1学級」を選択した回答者は0人だった。



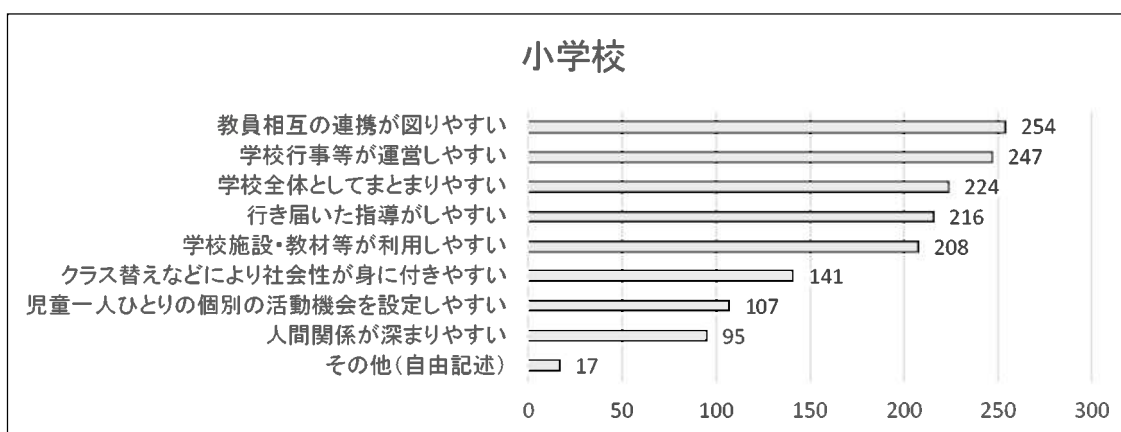
※選択肢「1～2学級」・「7～8学級」・「9学級以上」を選択した回答者は0人だった。

問 上記問の選択理由(自由記述)

【回答者内訳】

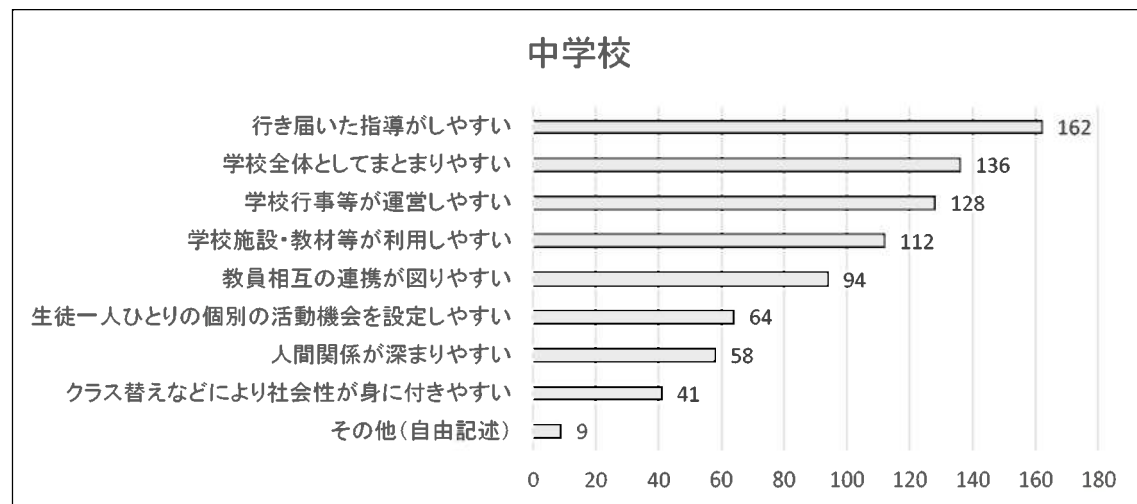
小学校 391人

中学校 216人



その他(自由記述)(抜粋)

子供たちへの制限が多いので、それが解消される。
刺激が少なく、児童の落ち着いた学習環境の整備につながる
校外学習のときには、100人を超えると見学ができない施設も多い。また、100人くらい的人数が動きやすい。
児童一人ひとりに寄り添いやすい、児童の安全が確保しやすい。
学級数よりも児童数の方が大切だと思います。学級数がよくても児童数が多ければこれらの理由は当てはまりません
学年や職員全体での合意形成がしやすい。課題の発見から解決までのステップが迅速である。



その他(自由記述)(抜粋)

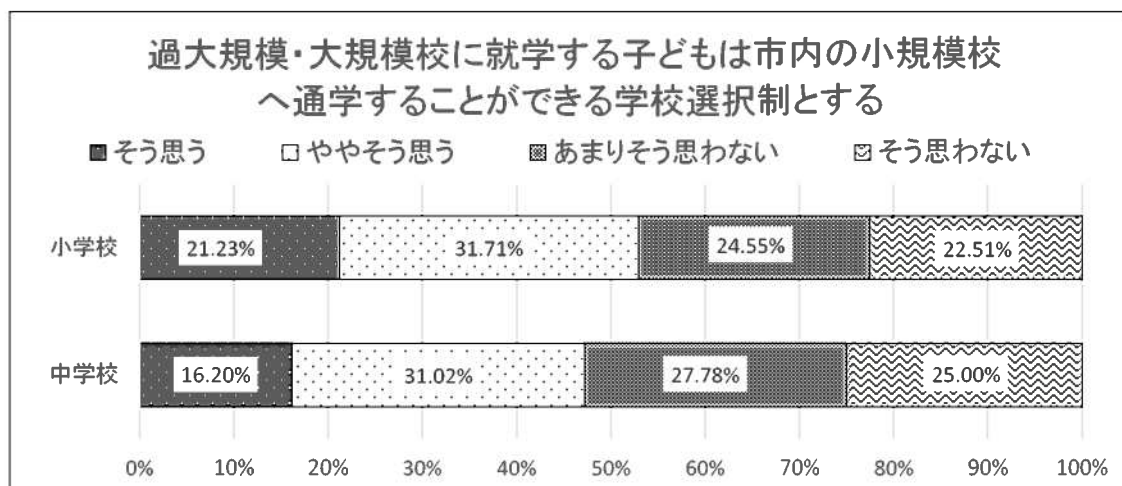
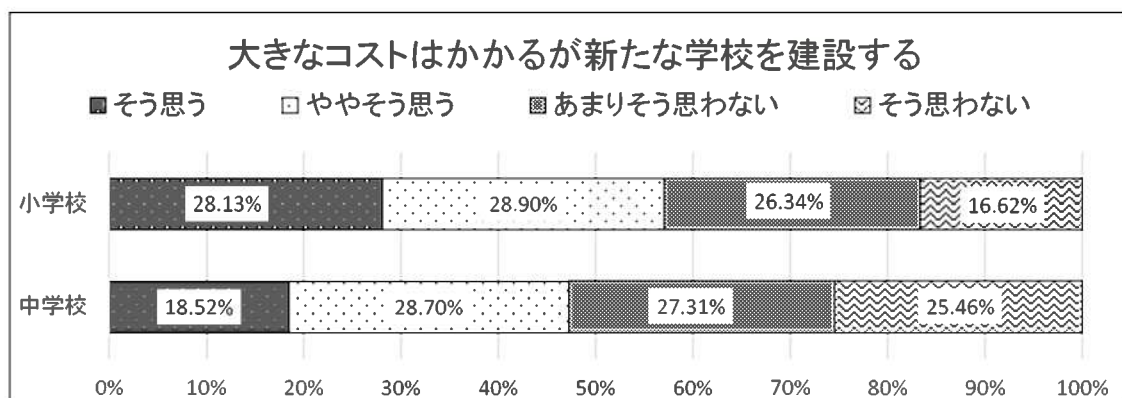
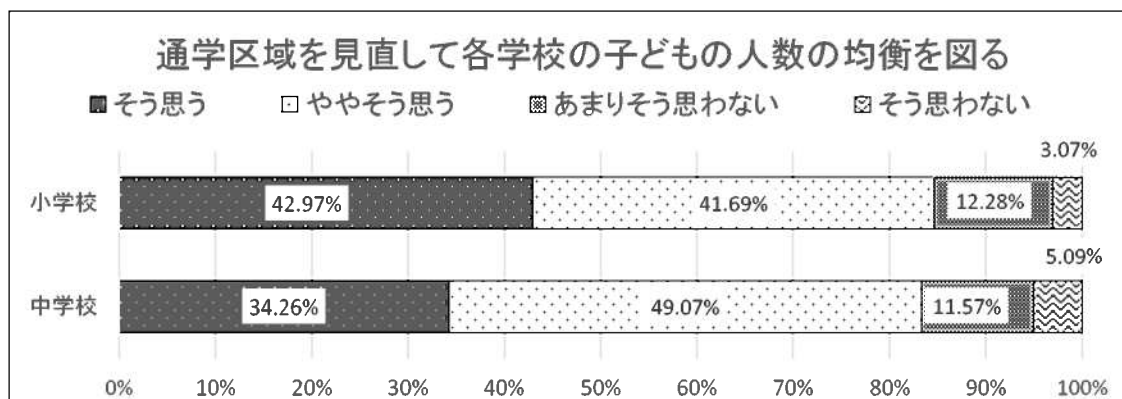
規模に応じて教職員の数が多くなるため、分掌においてそれぞれが担う仕事量が小規模校より少なくなるため
学年を一人の教員で教えることができるため評価等が行いやすい
業務の軽減につながり、働き方改革につながる
教員の持ち時間数が、複数名でシェアしやすい。

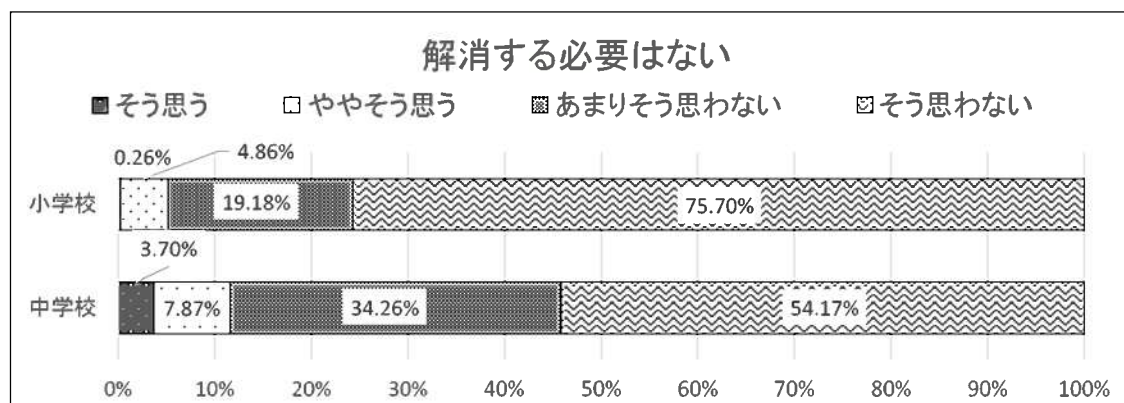
問 過大規模校解消のための手法はどう思いますか？(4段階評価)

【回答者内訳】

小学校 391人

中学校 216人



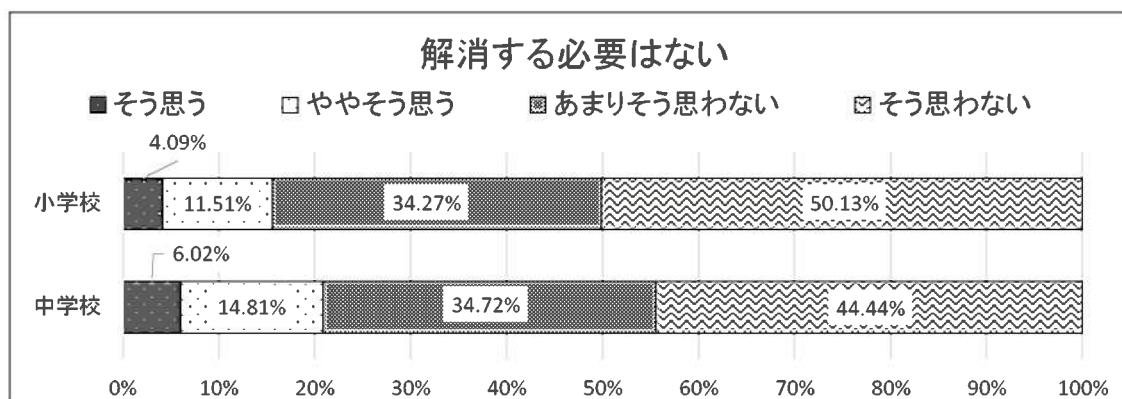
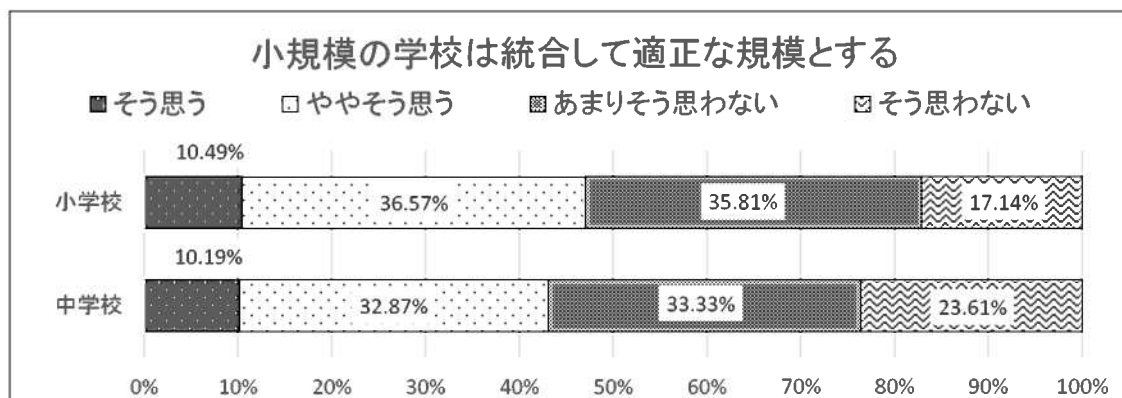
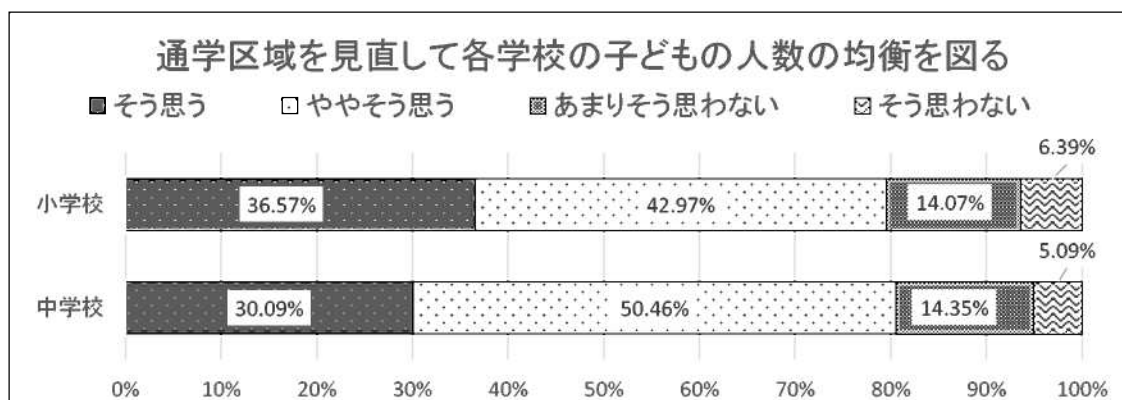


問 小規模校の解消のための手法はどう思いますか？(4段階評価)

【回答者内訳】

小学校 391人

中学校 216人

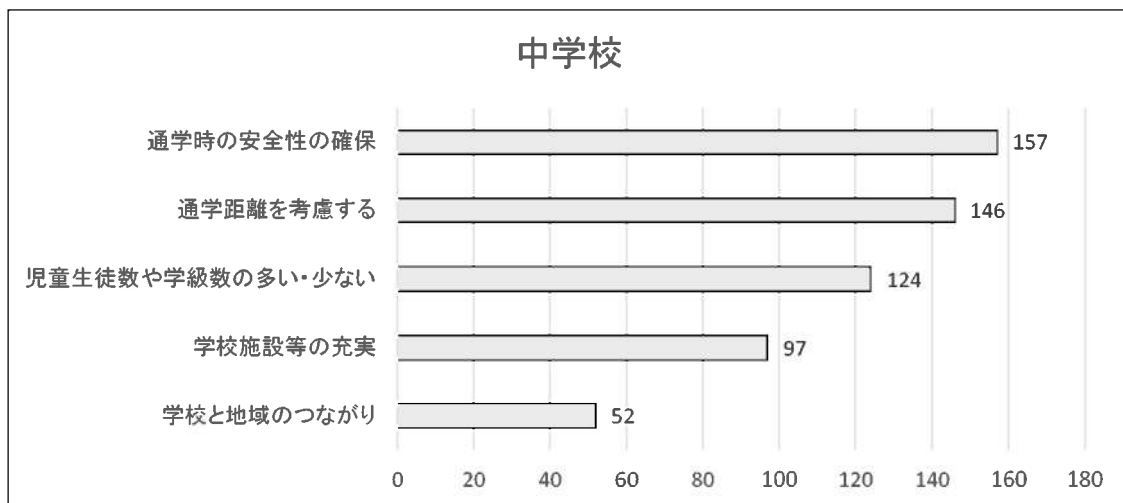
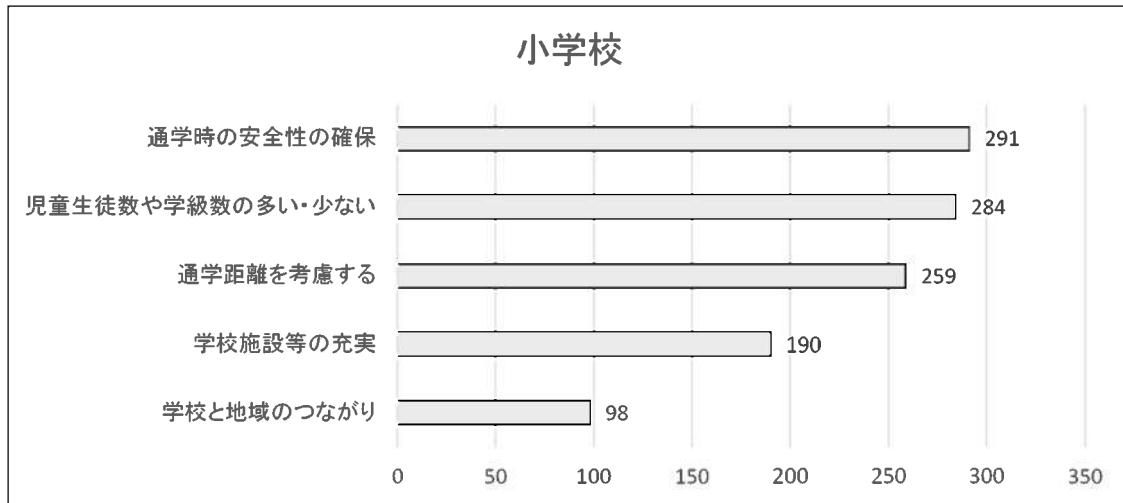


問 適正化への取組で重視すべき点は何だと思いますか？（複数選択）

【回答者内訳】

小学校 391人

中学校 216人



問 適正化への意見(自由記述)(抜粋)

「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」にそって、これからの学校の規模や配置について検討していくうえで、大切だと思うことは何ですか？に寄せられた意見(抜粋)

分類	件数	意見(抜粋)
学区	37	学区はバランス良く柔軟に変更してもいいのではないかと考えます。 学校選択制には反対。
学校規模	68	同じ市内の学校で、学校規模の差が大きすぎることを危惧している。
通学路	14	猛暑日や悪天候での通学を配慮した上で、児童の安全第一に適正化を図れると良い。 スクールバスの運営等を視野に入れたことも考える必要もあるのかなと考えています。
設備	13	老朽化の学校の改装、修繕の中で教室の数の確保等も検討できるとありがたい。
災害時	2	老朽化も同じくらい切実な問題だと思うし災害時に生徒を守れなかったら意味がないと思うので、両方の視点から検討して頂けるとありがたいと思います。
教員に関すること	30	子どもの数(クラス数)とともに、教職員の配置数にも配慮する必要がある。
支援学級	1	特別支援学級のニーズは年々高まっている。各校配置は急務であろう。支援級の規模についても検討することも大切だと思います。
地域	3	学校適正化は今後の大きな課題ではあるが、適正化を図るためには地域の状況も鑑みて行わなければならないと思う。
その他※	25	保護者の理解協力を得るのが最も大きな課題になるため、納得してもらえるような説明や機会が重要と思われる。 期間限定の分校を作るなど、過大規模校への対策は急いで欲しいです。 大きな問題なので、計画ができた段階で、早めの市民への周知が求められる。

※その他に関しては、適正規模・適正配置に向けての手法、学校の現状などの意見がありました。

6. 考察

(1)これからの学校の規模や配置について検討していくうえで、大切だと思うことについて

未就学児・小・中保護者を対象に、次の7項目について、それぞれ、「大切だと思う」・「やや大切だと思う」・「あまり大切だと思わない」・「大切だと思わない」の4段階評価で回答してもらいました。

- ①自宅からの通学距離・通学にかかる時間
- ②通学路が安全であること
- ③クラス替えができる程度の児童生徒がいること
- ④図工室や音楽室などの特別教室が充実していること
- ⑤地域の人たちと交流ができること
- ⑥自治会・町内会ごとに通学区域が設定されていること
- ⑦通学区域が13地区の行政区割りの地区内にあること

その結果、②「通学路が安全であること」について、「大切だと思う」または「やや大切だと思う」と回答した人が、未就学児保護者：99.47%、小学校保護者：99.46%、中学校保護者：99.59%と最も割合が高く、次いで、①「自宅からの通学距離・通学にかかる時間」が未就学児保護者：95.59%、小学校保護者：96.19%、中学校保護者：96.39%でした。

基本方針において、通学区域設定に当たっての配慮事項の一つとして、「通学距離（時間）、通学の安全性を考慮する」と記載しておりますが、今回の調査から、保護者においても、当該項目について特に大切に感じていることがわかりました。

(2)理想の学級数について

小学校の1学年あたりの理想の学級数について、「3学級」または「4学級」（1校あたりに換算すると、18学級～24学級）の回答割合が高く、両選択肢合わせると、未就学児保護者：86.85%、小学校保護者：89.65%、小学校教職員：94.86%でした。

中学校の1学年あたりの理想の学級数について、「4学級」または「5～6学級」（1校あたりに換算すると、12学級～18学級）の回答割合が高く、両選択肢合わせると、中学校保護者：79.81%、中学校教職員：93.52%でした。

基本方針において、本市における学校規模の基準を定めており、小・中学校ともに1校あたり12学級～24学級を「適正規模」としています。

アンケート調査結果から、すべての属性で「適正規模」の学校を理想としている人の割合が高いということがわかりました。

(3)通学時間について

許容通学時間について、未就学児保護者は15分以下が50.08%と最も割合が高い結果となりました。小学校保護者は30分以下が61.78%と最も割合が高く、中学校保護者についても、30分以下が72.55%と最も割合が高い結果となりました。

さらに、小学校の現在の通学時間別の許容通学時間では、現在の通学時間：15分以下と

回答した人のうち、許容通学時間:30分と回答した人が、57.01%と最も割合が高く、中学校の現在の通学時間別の許容通学時間においても、現在の通学時間:15分以下と回答した人うち、許容通学時間:30分と回答した人が、70.24%と最も割合が高い結果となりました。

このことから、現在の通学時間よりも長い通学時間でも、30分以内であれば許容できると考えている保護者が半数以上いるということがわかりました。

(4) 過大規模校・小規模校解消のための手法について

教職員を対象に、過大規模校解消のための手法について、「そう思う」または「ややそう思う」と回答した割合が最も高かった項目は、「通学区域を見直して各学校の子どもの人数の均衡を図る」で、小学校教職員:84.66%、中学校教職員:83.33%でした。

次に、小大規模校解消のための手法についても、「そう思う」または「ややそう思う」と回答した割合が最も高かった項目が「通学区域を見直して各学校の子どもの人数の均衡を図る」で、小学校教職員:79.54%、中学校教職員:80.55%でした。

また、過大規模校・小規模校解消の設問において、「解消する必要はない」という項目に対し、「そう思わない」または「あまりそう思わない」と回答した割合が、＜大規模校解消＞小学校教職員:94.88%、中学校教職員:88.43%、＜小規模校解消＞小学校教職員:84.40%、中学校教職員:79.16%となり、多くの教職員が過大規模校・小規模校の解消を図る必要があると認識していることがわかりました。

今後、基本方針をもとに、適正規模・適正配置の実現に向けた通学区域の見直しや学校の統合など、具体的な手法や学校名を明記した「藤沢市立学校適正規模・適正配置実施計画」の策定に向けて検討してまいります。

本アンケート調査結果については、実施計画について検討する際の基礎資料として活用いたします。

6 藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会

(1) 設置要綱

藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱

制定 2021年（令和3年）4月1日

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、藤沢市立学校の適正規模及び適正配置について検討し、子どもたちにとってよりよい学校教育環境の整備に取り組むため、藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、教育長の諮問に応じ、次に挙げる事項について協議し、その結果を教育長に答申するものとする。

- (1) 市立小中学校の通学区域、適正配置、適正規模の基本的な考え方となる「基本方針」の策定に関すること
- (2) 市立小中学校の通学区域、適正配置、適正規模の具体的な施策となる「実施計画」の策定に関すること
- (3) その他、教育委員会が必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 関係団体の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 藤沢市立小中学校の児童生徒の保護者の代表
- (4) 藤沢市立小学校長会、藤沢市立中学校長会、藤沢市立特別支援学校の代表
- (5) その他、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から実施計画策定の日までとする。

2 委員が退職等により、欠員が生じた場合は速やかに補充し、補充した委員の任期は、前任者の残留期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 検討委員会の委員謝礼額は、藤沢市非常勤の特別職職員の報酬に関する規則（昭和43年藤沢市規則第22号）第2条第2項の規定に準ずる額とする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関わる必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

2022年5月30日現在

令和4年度

藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会 委員名簿

No.	役職	選任区分	氏 名	所 属
1	委員長	学識経験者	わたなべ やすのり 渡邊 泰典	多摩大学 グローバルスタディーズ学部教授
2	副委員長	学識経験者	ふじい かよ 藤井 佳世	横浜国立大学 教育学部教授
3		学識経験者	いながき けいこ 稲垣 景子	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院准教授
4		関係団体の代表	しんかい ぼきお 新海 政雄	藤沢市地区社会体育振興協議会連合会 会長
5		関係団体の代表	かんばら はやと 仲原 勇人	公益財団法人藤沢市みらい創造財団 専務理事
6		関係団体の代表	むらかみ たかし 村上 尚	社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会 事務局長
7		保護者の代表	こし みき 越 美紀	藤沢の子どもたちのためにつながる会 副代表
8		市立小学校長会の代表	かわち さちえ 河内 幸恵	藤沢市立駒寄小学校長
9		市立中学校長会の代表	みうら こういち 三浦 孝一	藤沢市立高浜中学校長
10		特別支援学校の代表	さわの みなこ 澤野 美奈子	藤沢市立白浜養護学校長

令和5年度

藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会 委員名簿

No.	役職	選任区分	氏 名	所 属
1	委員長	学識経験者	わたなべ やすのり 渡邊 泰典	多摩大学 グローバルスタディーズ学部教授
2	副委員長	学識経験者	ふじい かよ 藤井 佳世	横浜国立大学 教育学部教授
3		学識経験者	いながき けいこ 稲垣 景子	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院准教授
4		関係団体の代表	しんかい まさお 新海 政雄	藤沢市地区社会体育振興協議会連合会 会長
5		関係団体の代表	かんばら はやと 神原 勇人	公益財団法人藤沢市みらい創造財団 専務理事
6		関係団体の代表	ひらい ましる 平井 護	社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会 常務理事
7		保護者の代表	こし みき 越 美紀	藤沢の子どもたちのためにつながる会 副代表
8		市立小学校長会の代表	かわち さちえ 河内 幸恵	藤沢市立駒寄小学校長
9		市立中学校長会の代表	つぼや まき 坪谷 麻貴	藤沢市立湘洋中学校長
10		特別支援学校の代表	さわの みなこ 澤野 美奈子	藤沢市立白浜養護学校長

(3) 会議開催状況

藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会 会議日程

2022年度（令和4年度）

	日 時		議 題
第1回	2022年 5月30日（月）	10:00～11:30	・教育委員会からの諮問 ・令和3年度と4年度の取組について ・実施計画（素案）の検討
第2回	2022年 7月11日（月）	10:00～11:30	・実施計画（素案）の検討
第3回	2022年 8月25日（木）	14:00～15:10	・実施計画（素案）の検討 ・今後のスケジュールについて
臨時会	2022年10月13日（木）	13:30～14:25	・アンケート結果（概要）について ・実施計画（素案）の検討
第4回	2022年10月27日（木）	14:00～14:40	・アンケート結果（概要）について ・実施計画（素案）の検討
第5回	2023年 2月10日（金）	10:00～11:15	・アンケート結果（詳細）について ・実施計画（素案）の検討

2023年度（令和5年度）

	日 時		議 題
第1回	2023年 4月11日（火）	10:00～12:00	・令和5年度の取組内容について ・実施計画（素案）の検討
第2回	2023年 4月25日（火）	10:00～11:05	・実施計画（素案）の検討
第3回	2023年11月17日（金）	14:00～15:30	・パブリックコメント結果の報告 ・実施計画（答申案）の検討 ・通学区域検討委員会及びワークショップ構成（案）の検討
第4回	2023年12月22日（金）	14:00～14:45	・実施計画（答申案）の確認 ・通学区域検討委員会及びワークショップ構成（案）の検討 ・令和6年度以降の年間スケジュール（案）の検討
第5回	2024年 1月 9日（火）	14:00～14:40	・教育委員会へ答申



藤沢市立学校適正規模・適正配置第Ⅰ期実施計画

発行年月 2024年(令和6年)3月

発行 藤沢市教育委員会

編集 教育部 教育総務課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466-25-1111(内線5111)

FAX 0466-50-8424

E-mail fj-kyouiku@city.fujisawa.lg.jp